

平成 25 年第 4 回定例会

麻 績 村 議 会 会 議 録

平成25年 12月 3 日 開会

平成25年 12月 6 日 閉会

麻 績 村 議 会

平成二十五年

第四回〔十二月〕定例会

麻績村議会議録

平成二十五年

第四回〔十二月〕定例会

麻績村議会議録

平成25年第4回麻績村議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

第 1 号 (12月3日)

○議事日程	3
○出席議員	3
○欠席議員	4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○事務局職員出席者	4
○開会及び開議の宣告	5
○議事日程の説明	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	6
○村長挨拶	6
○諸般の報告	7
○請願、陳情、要請等の委員会付託	8
○議案第1号から議案第10号まで一括上程、提案理由の説明	8
○散会の宣告	11

第 2 号 (12月4日)

○議事日程	13
○出席議員	13
○欠席議員	13
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	13
○事務局職員出席者	13
○開議の宣告	14
○議事日程の説明	14
○一般質問	14

小山福績君	14
塚原利彦君	21
塚原義昭君	36
坂口和子君	52
峰田昶君	69
○委員長報告	84
○散会の宣告	88

第 3 号 (12月6日)

○議事日程	89
○出席議員	89
○欠席議員	89
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	90
○事務局職員出席者	90
○開議の宣告	91
○議事日程の説明	91
○議案第1号の質疑、討論、採決	91
○議案第2号の質疑、討論、採決	92
○議案第3号の質疑、討論、採決	92
○議案第4号の質疑、討論、採決	93
○議案第5号の質疑、討論、採決	93
○議案第6号の質疑、討論、採決	97
○議案第7号の質疑、討論、採決	99
○議案第8号の質疑、討論、採決	99
○議案第9号の質疑、討論、採決	100
○議案第10号の質疑、討論、採決	100
○発議第1号の上程、質疑、討論、採決	101
○発議第2号の上程、質疑、討論、採決	101
○閉会中の継続審査の申し出について	102
○村長挨拶	102

○閉会の宣告.....	103
○署名議員.....	105

○ 招 集 告 示

麻績村告示第 3 1 号

平成 2 5 年第 4 回麻績村議会定例会を次のとおり招集する。

平成 2 5 年 1 1 月 2 8 日

麻績村長 高 野 忠 房

1 日 時 平成 2 5 年 1 2 月 3 日 (火) 午後 1 時 3 0 分

2 場 所 麻績村役場 議会議場

○応招・不応招議員

応招議員（8名）

1番 小山福績君

3番 塚原利彦君

5番 塚原義昭君

7番 坂口和子君

2番 齋藤俊一君

4番 宮下仁雄君

6番 峰田昶君

8番 尾岸健史君

不応招議員（なし）

平成25年第4回麻績村議会定例会（第1日）

議事日程（第1号）

平成25年12月3日（火）午後1時30分開会

開会（開議）の宣告

議事日程の報告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 村長挨拶

日程第 4 諸般の報告

日程第 5 請願・陳情等の委員会付託について

日程第 6 議案第1号から議案第10号まで一括上程

議案第 1号 麻績村若者定住促進住宅管理条例の一部を改正する条例について

議案第 2号 村道路線の廃止について

議案第 3号 村道路線の認定について

議案第 4号 松本広域連合の処理する事務の変更及び松本広域連合規約の変更
について

議案第 5号 平成25年度麻績村一般会計補正予算（第5号）

議案第 6号 平成25年度麻績村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案第 7号 平成25年度麻績村下水道事業特別会計補正予算（第3号）

議案第 8号 平成25年度麻績村水道事業特別会計補正予算（第3号）

議案第 9号 平成25年度麻績村介護保険特別会計補正予算（第2号）

議案第10号 平成25年度麻績村観光事業特別会計補正予算（第2号）

出席議員（8名）

1番 小山福績君

2番 齋藤俊一君

3番 塚原利彦君

4番 宮下仁雄君

5番 塚原義昭君

6番 峰田昶君

7番 坂口和子君

8番 尾岸健史君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（9名）

村長	高野忠房君	副村長	市川浩史君
教育長	塚原勝幸君	村づくり推進課長	宮下利秀君
会計管理者兼 総務課長	清水清君	振興課長	飯森力君
住民課長	柳原俊文君	観光課長	宮下和樹君
教育次長	峰田江津子君		

事務局職員出席者

議会事務局長	宮下勝富	書記	宮川美矢子
--------	------	----	-------

開会 午後 1時30分

◎開会及び開議の宣告

○議長（尾岸健史君） 皆さん、こんにちは。

定刻となりました。

ただいまから平成25年第4回麻績村議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員8名全員です。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

なお、報道関係より議会傍聴の申し出がありましたので、これを許可いたします。

◎議事日程の説明

○議長（尾岸健史君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

なお、今期定例会の会期中の日程につきましては、さきの議会運営委員会において審議予定表のとおり決定しておりますので、報告いたします。

事務局長より、議案等の確認及び今期定例会の日程と本日の議事日程等について説明願います。

事務局長。

[事務局長説明]

◎会議録署名議員の指名

○議長（尾岸健史君） 日程第1、会録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、麻績村議会会議規則第112条の規定により、2番、齋藤俊一議員、5番、塚原義昭議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（尾岸健史君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

11月6日開催の議会運営委員会において、本日12月3日から12月6日までの4日間と決定しております。

お諮りします。

今期定例会の会期を本日から12月6日までの4日間と決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から12月6日までの4日間と決定いたしました。

◎村長挨拶

○議長（尾岸健史君） 日程第3、村長挨拶。

高野村長。

〔村長 高野忠房君 登壇〕

○村長（高野忠房君） 開会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

本日ここに、平成25年第4回麻績村議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には何かとご多用の中ご参集をいただき、まことにありがとうございました。

また、ことし9月には、村議会議員選挙が行われ、目出度くご当選された議員皆様には、今議会が初の定例会となるわけですが、麻績村のさらなる発展に向けて、建設的なご提言や論議をお願い申し上げます。

さて、国では安倍政権による新たな経済政策により日本経済には明るさが見えてまいりましたし、また、2020年東京オリンピック開催も決定し、さらなる景気浮揚が期待できることにはなりましたが、反面、消費税増税やTPP問題、新たな農業政策などを考えますと、手放しで喜ばない状況にあります。特に地方では少子高齢化が一段と進展し、地方経済や中山間地域農業の行方には厳しいものがあります。

麻績村におきましても、人口減少と少子高齢化が一段と進んでおりますし、地域の基幹産

業である農業も厳しい状況となっております。

こうした中で、麻績村が今後どのように歩いていくか、希望に満ちた躍動する麻績村をどうつくっていくのか重要なときであると思っております。私自身、任期も残り少なくなってきましたが、今進めております若い人たちが定住する麻績村、元気な麻績村、お年寄りやハンディキャップのある人たちが安心して暮らせる麻績村、こうした村づくりが今後もさらに進化して継続することを願っております。

議員各位を初め、村民皆様とともに知恵を出し合い、力を合わせて、希望に満ちた明日へつながる元気な麻績村がつくられていくことを望むものであります。引き続き温かいご理解、ご支援を賜りますようお願いを申し上げます。

今定例会には条例改正案件、補正予算案件、報告案件ほかを提出いたしました。

何とぞ慎重なご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

また、一般質問では、私自身の選挙を間近に控えている中で、5名もの多くの議員にご質問をいただくことになっており、大変恐縮をしております。でき得る限り踏み込んだ答弁をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上、本定例会開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

◎諸般の報告

○議長（尾岸健史君） 日程第4、諸般の報告を行います。

報告第1号 専決処分事項の指定に係る報告について村長より報告がありました。

議長報告として、各一部事務組合の平成24年度決算書を印刷してお手元に配付いたしました。詳細について確認したい場合は、事務局に各一部事務組合定例会の決算資料を預けてありますので、ご確認ください。

次に、議員派遣結果報告についても印刷してお手元に配付してあるとおりです。

その他、報告がありましたら行ってください。

〔発言する者なし〕

○議長（尾岸健史君） ないようですので、議事日程に従って会議を進めてまいります。

◎請願、陳情、要請等の委員会付託

○議長（尾岸健史君） 日程第5、請願、陳情、要請等の委員会付託を行います。

この件につきましては、さきの議会運営委員会におきまして付託する委員会を決定しております。

第25-11号 免税軽油制度の継続を求める陳情書、第25-12号 特定秘密保護法制定に反対する請願、第25-13号 集団的自衛権に関する憲法解釈を変更することに反対する請願、以上3件について、総務経済委員会に、第25-14号 要支援者への予防給付を市町村事業とすることについての意見書提出に関する要望書については社会文教委員会にそれぞれ付託いたしますので、委員会で審議をお願いいたします。

◎議案第1号から議案第10号まで一括上程、提案理由の説明

○議長（尾岸健史君） 日程第6、議案第1号から議案第10号まで一括上程いたします。

議案名の朗読は省略いたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

高野村長。

〔村長 高野忠房君 登壇〕

○村長（高野忠房君） それでは、提案理由の説明を申し上げます。

初めに、議案第1号 麻績村若者定住促進住宅管理条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

若者定住促進対策として、若者の定住人口増加と地域活性化を図るため、麻績村若者定住促進住宅を新たに2棟建設しております。建設に伴い麻績村若者定住促進住宅の設置及び管理を適正に実施するために条例改正を行うものであります。

次に、議案第2号 村道路線廃止についての提案理由を申し上げます。

社会資本整備総合交付金事業関連で、真米地区の村道路線が新たに整備され、路線再編に係る道路2路線の廃止について、議会の議決を求めるものです。

次に、議案第3号 村道路線の認定についての提案理由を申し上げます。

社会資本整備総合交付金事業関連で改良整備した真米地区の道路1路線及び旧道1路線と

聖地区の5路線について、新たに村道として認定するため、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第4号 松本広域連合の処理する事務の変更及び松本広域連合規約の変更についての提案理由を申し上げます。

本件は、松本広域連合の処理する事務の変更及び松本広域連合規約の変更について、地方自治法第219条の11の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

内容は、障害者自立支援法が障害者総合支援法に改正されたことに伴い、平成26年4月より障害程度区分が障害支援区分に改正されることから、松本広域連合の処理する事務の変更及び松本広域連合規約の変更が必要となるため、地方自治法第291条の3第1項の規定により、連合を構成する市村の議会に事前に議決を求めるものであります。

次に、議案第5号 平成25年度麻績村一般会計補正予算（第5号）の提案理由を申し上げます。

平成25年度も3四半期を過ぎようとしておりますが、事務事業も順調に進展しております。事務事業を執行していく上で、変更が必要、あるいは確定となりました事項につきまして予算補正を行うものであります。

補正内容の主な点について申し上げます。

歳入について、地方交付税では普通交付税の確定による未計上額の補正計上を、分担金及び負担金では農地災害復旧事業分担金として受益者負担分を、国庫支出金では総務費国庫補助金で地域の元気臨時交付金を、教育費国庫補助金では教育整備事業等補助金を新たに計上、県支出金では民生費で保険基盤安定県負担金の増額、授産施設事務交付金の減額を、農林水産費県補助金では林業費で松林健全化事業変更により増額を、寄附金ではふるさと応援寄附金の増額分を、繰入金では観光事業特別会計繰入金の減額を、諸収入では授産施設作業収入の増額を、観月苑事業収入で実績による増額を、村債では過疎対策事業債の変更に伴い減額補正計上いたしました。

次に、歳出について主な事項を申し上げます。

総務費の企画費ではふるさと応援寄附金が増額となり、その対応経費を、また空き家活用定住促進住宅改修事業の補助金の不足額を、バス等運行事業費では運行用バスの修理費の不足額を、選挙費では村議会議員一般選挙費の不用額を、民生費の国民健康保険費では国民健康保険特別会計繰出金の不足額を、老人福祉費では介護保険特別会計繰出金の不足額を、福祉センター費では施設運営に当たり光熱水費の不足額を、心身障害者福祉費では、障害者自

立支援給付事業ほか精算による返還金の計上を、社会福祉施設費では作業賃金の不足額を、農業水産業費の農業振興費では人・農地プロジェクト会議報酬不足額、使用料及び借上料で視察用バス借上料、備品購入費で農産物加工機器購入を、農地費では村単自営補助事業不足額を、林業総務費では有害鳥獣捕獲補助金の不足額を、林業振興費ではアカマツ枯損木伐倒駆除不足額を、商工費の別荘地管理費では支障木伐採委託料不足額を、観光総務費では広告料をイベント企画委託料に組み替えを、信濃観月苑事業費では運営経費の不足額、松林整備委託料を、土木費、土木総務費では賃金の不足額、県単道路改良事業地元負担金不足額を、水道、下水道事業特別会計操出金の減額を、道路新設改良費については財源組み替えを、住宅管理費では財源組み替え及び公営住宅改修費を、消防費では消防施設の電気料不足額を、消防庁より軽車両1台が無償貸し付けとなり、それに伴う関係経費を、教育費の小学校費では小学校理科教室備品購入を、中学校費では交付税確定による学校組合特別負担金の増額を、社会教育費では麻績学舎暖房用器具購入を、博物館費では博物館検討委員の報酬不足額を、公債費では長期債元金・利子の利率見直しによる減額を、諸支出金では今後の財政支出に備え基金の積み立てを、予備費では今後における各種事業の執行に伴う財源確保のため、一般財源の残額を予備費に計上を、災害復旧費では農地災害の財源組み替えをいたしました。

補正額は1億2,520万円の増額であります。

次に、議案第6号 平成25年度麻績村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の提案理由を申し上げます。

歳入では前期高齢者交付金の減額、一般会計及び基金会計から繰入金を、歳出では一般被保険者療養給付費の財源組み替え、一般被保険者高額療養費不足分の増額、一般及び退職被保険者等介護合算療養費の不用額を減額するものです。差額分は予備費に計上するものです。

補正額は738万6,000円の減額であります。

次に、議案第7号 平成25年度麻績村下水道事業特別会計補正予算（第3号）の提案理由を申し上げます。

歳入では一般会計繰入金を減額し、雑入を増額いたしました。

歳出では浄化槽維持管理費の修繕費を増額し、公債費につきましては利率見直しにより元金を増額し、利子を減額いたしました。

補正額は、22万円の減額であります。

次に、議案第8号 平成25年麻績村水道事業特別会計補正予算（第3号）の提案理由を申

上げます。

歳入では一般会計繰入金を減額し、雑入を増額いたしました。

歳出では維持管理費の電気料、修繕費及び負担金の増額を見込み、公債費については利率見直しにより元金を増額し、利子を減額させていただくものです。

補正額は48万円の増額であります。

次に、議案第9号 平成25年度麻績村介護保険特別会計補正予算（第2号）の提案理由を申し上げます。

歳入では保険給付費の増額に伴う国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、一般会計繰入金並びに基金会計からの繰入金を補正計上するものです。

歳出では保険給付費の各種サービス等の給付不足額を補正計上いたしました。

補正額は、2,962万円です。

次に、議案第10号 平成25年度麻績村観光事業特別会計補正予算（第2号）の提案理由を申し上げます。

平成25年度観光事業特別会計における当該年度の消費税中間払いと、指定管理者へ貸し出しを行っている車両へ取りつけるための除雪用排土板の購入が必要となりました。その財源を一般会計への繰出金を減額し充当するものです。

以上、議案10件です。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（尾岸健史君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

本日は上程のみとし、審議、採決については12月6日に予定しておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認め、本日は上程のみと決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（尾岸健史君） 以上ともちまして本日の議事日程は全て終了いたしました。

平成25年第4回麻績村議会定例会第1日目を散会といたします。

この後、全員協議会にて上程されました議案について提出者より詳細説明を受け、終了後、常任委員会において付託案件の審議をお願いいたします。委員会室にご移動願います。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後 1時50分

平成25年第4回麻績村議会定例会（第2日）

議事日程（第2号）

平成25年12月4日（水）午前9時開議

開議の宣告

議事日程の説明

日程第 1 一般質問

日程第 2 委員長報告

出席議員（8名）

1番 小山福績君

2番 齋藤俊一君

3番 塚原利彦君

4番 宮下仁雄君

5番 塚原義昭君

6番 峰田昶君

7番 坂口和子君

8番 尾岸健史君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（10名）

村長 高野忠房君

副村長 市川浩史君

教育長 塚原勝幸君

村づくり推進課長 宮下利秀君

会計管理者兼
総務課長 清水清君

振興課長 飯森力君

住民課長 柳原俊文君

観光課長 宮下和樹君

教育次長 峰田江津子君

監査委員 花岡興男君

事務局職員出席者

議会事務局長 宮下勝富

書記 宮川美矢子

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（尾岸健史君） おはようございます。

定刻となりました。

ただいまの出席議員8名全員です。定足数に達していますので、平成25年第4回麻績村議会定例会第2日目を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

なお、報道関係より議会傍聴の申し出がありましたので、これを許可いたします。

◎議事日程の説明

○議長（尾岸健史君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

事務局長より、本日の議事日程等について説明願います。

事務局長。

〔事務局長説明〕

◎一般質問

○議長（尾岸健史君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問者は5名です。

質問の順序は抽せんの結果、既に配付してあります一般質問通告事項のとおりです。

順番に発言を許可いたします。

◇ 小 山 福 績 君

○議長（尾岸健史君） 1番、小山福績議員の一般質問を許可いたします。

1番、小山議員。

〔1番 小山福績君 登壇〕

○1番（小山福績君） 1番、小山福績。

事前に通告いたしました2件について質問させていただきます。

初めに、筑北村との連携について。

要旨1としまして学校統合の今後の進め方について。

平成23年8月4日、第1回筑北村麻績村学校等検討会議が開かれ、平成25年8月9日、25年度第6回両村検討会議が開かれ、2年間にわたってさまざまな議論がなされてきました。本年8月9日、第6回の会議では両村検討会議は引き続き行おうと申し合わせをしたと記憶していますが、11月末の新聞報道を見ますと、麻績村との間に設けている両村の学校統合の検討会議への対応も再検討するという新関川村長のコメントがあり、筑北村学校等統合検討推進委員会も正副委員長が辞任しています。麻績村としては今後どのような対応をしていくのか。

要旨2として筑北村と麻績村との関係構築について。

関川村長は、報道によると成人式後の両村合同祝賀会や村営バスの運営など交流や連携を深め合併につながるのが理想と述べているが、当面自立を訴えている麻績村としてはうまく連携がとれるとは考えにくいですが、麻績村長としての政策はあるのか。

次に、松くい虫被害対策について、無人ヘリコプターによる空中散布試験の実施について。

麻績村においても近隣市町村と同じく松くい虫による被害が増加している。平成18年から21年ころまでは20本前後の被害木で推移していたが、平成22年から急激に増加し、25年度は確定ではないが750本を超えると思われる。現在麻績村では野間地籍で4ヘクタールを有人ヘリコプターによる空中散布を行っており一定の効果が上がっていると聞いているが、有機リン系農薬スミパインMCを使用しており、空中散布に反対している県内の各種団体もあり、有人ヘリによる散布面積の拡大は困難と思われる。現在は赤松枯損木伐倒駆除、樹幹注入で対応しているが、被害木が多く処理が追いついていない。

そこで、小型で農薬の飛散も少ない無人ヘリコプターによる試験散布計画を立てられないか。費用面では1ヘクタール当たり7万円から8万円くらい必要と思われます。今後さらに急速に増加すると思われる松くい虫被害を止めるためにも、早目の計画が必要と考えます。村長のお考えをお聞きしたい。

再質問は自席にて行います。

○議長（尾岸健史君） 答弁を求めます。

高野村長。

〔村長 高野忠房君 登壇〕

○村長（高野忠房君） 1番、小山議員さんのご質問に答えさせていただきます。

まず最初のご質問であります筑北村との連携について、学校統合の今後の進め方ということについてお答えをさせていただきます。

まず最初に、小山議員さんには次代を担う子供たちのためによりよい教育環境を目指しての学校統合推進について多大なご尽力を賜っておりますことを、まず感謝を申し上げさせていただきます。ありがとうございます。

学校統合の件につきましては両村で検討を重ねてまいりましたが、8月9日以降、両村の議会並びに村長選挙等のため開かれておりません。ただし、両村の保護者らの会合はその後も開催されております。

また、8月9日の両村検討会議では次の点、まず、保護者らの会合や教育委員会内部での検討など両村検討会議以外のことは続けていく。それからもう一点、両村会議は保護者らの考えがまとまり次第、会議開催の環境の整い具合、これは選挙等の動きでございますが、こういったものを見て開催するということが確認されておるわけでありまして、すなわち両村検討会議は継続という位置づけになっておるわけでありまして、早期に再開されること、そしてまた両村教育委員会からの上申書に沿って子供たちのよりよい教育環境が早期に実現できること、こういったことを願っておるわけでございます。

さて、次の筑北村と麻績村との関係構築についてということでございますが、私は筑北村との友好連携を大きな公約の一つに据えて、幅広い分野でその推進に努力をしてきた、こう思っておるわけでありまして。今後も筑北地域は一つ、より強い結びつきを持って進むことがこの地域全体の発展につながる、このように思っておるわけでありまして。今後とも両村のよりよい環境、関係構築に努めてまいりたい、こう思っておるわけでございます。

2つ目のご質問、松くい虫被害対策についてでございますが、無人ヘリコプターによる空中散布試験の実施についてというご提案でございます。

松くい虫の被害は予想以上の速さで拡大し、周辺の市町村でも深刻な問題となっているわけでありまして。麻績村ではその対策としてヘリコプターによる空中散布と被害木の伐採、燻蒸処理、これらを実施しておるわけでありまして。

ご提案の無人ヘリコプターによる散布でございますが、既に実施をしているところもあります。こうした先進地のお話を伺いますと難しい点も課題もあるわけでございますが、今後は住民皆様のご理解を得て、より効果的そして効率的な対策を講じていかなければならない、こう思っておるわけであります。無人ヘリコプターによる散布につきましては、近隣市町村などの動向等を見ながら検討させていただきたい、こう思っておるわけであります。

なお、空中散布の実態、課題等につきましては、振興課長から補足をさせます。

以上、答弁させていただきました。

○議長（尾岸健史君） 振興課長。

○振興課長（飯森 力君） それでは、私のほうから無人ヘリコプターによります空中散布の試験の関係につきまして補足をさせていただきたいと思います。

今、麻績村では、先ほど村長が申し上げたとおり、有人ヘリ等によって行っている部分がございます。無人ヘリコプターにつきましては、25年度につきましては松本市の四賀地区、また安曇野市等で行われております。松本市につきましては20ヘクタール、安曇野市につきましては25ヘクタールというような部分でやっております。

そして、有人ヘリコプター等にかかわる部分、防除の関係でございますが、やはりこれにつきましては特別防除を行うことのできるという森林に関する基準に適合する森林ということになっております。

なお、無人ヘリコプターにつきましては、地上薬剤散布の地域ということで指定をして、区域を定めて行っていかなければならないという部分でございます。また、この地上散布につきましては、村の防除対策協議会でしっかり協議して区域を決める中で県のほうへ報告し、実際にはそれから実施というような形になろうかと思います。

また、その協議会でやはり決めていくためにも住民への情報の周知、またいろいろな意見の聴取ということで、リスクコミュニケーションのしっかりした部分をつくっていかなければいけないというようなこともございます。そんな中でやっていかなければならないということでございますが、やはり無人ヘリにつきましてはピンポイント的な部分で有人ヘリで入れない部分、そういう部分もカバーできるという効率化の部分もございますので、現在村長が申し上げたとおり、情報収集する中でできる限り早い段階でそのようなことができればなということで今研究を進めているところでございます。

なお、薬剤につきましてはスミパインMCということで有機リン系ということでございますが、ほかの無人ヘリでいきますと違う部分を使っている部分もございます。松本、安曇野

市ではマツグリーンということ、それと上田市のほうではエコワン3フロアブルというようなものを使ってございます。こちらのマツグリーン、エコワンにつきましては有機リンということではないんですが、毒性の部分ではほぼ同じということでございます。スミパインにつきましては毒性では普通の毒性ということでございますが、魚毒性につきましてはBランクというようなことで少し強くなっております。

また、マツグリーンやエコワンにつきましては、同じく毒性については普通でございます。ただ魚毒性はAということで若干軽いと。魚毒性につきましては、魚が時間の範囲内でどのぐらいの死亡があるかというような部分も含めた中での数値でございますので、人体に影響する部分につきましては、A、Bそれほど余り変わりはないのかなということを感じてはおります。

今後もこちら辺も研究する中で進めていきたいなというふうに思いますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

○議長（尾岸健史君） 小山福績議員。

○1番（小山福績君） 小山です。

再質問させていただきますが、まず、この学校統合の問題ですが、筑北村さんのほうである程度もう新聞報道等で方向を出しているわけですから、麻績村として麻績の小学校、中学校を今後どうしていくのかということをお聞きしたいんですが。

○議長（尾岸健史君） 答弁を求めます。

高野村長。

○村長（高野忠房君） 先ほど申し上げましたように、現在両村の教育委員会の上申書に基づきまして両村の検討会議が持たれておるわけでございますが、ただいま中断をしておるといような状況でございますので、この進展を期待をしておるといことで今考えておるわけでございますので、お願いしたいと思います。

○議長（尾岸健史君） 小山福績議員。

○1番（小山福績君） この件に関しましては問題が問題ですので、村長さんもまだ選挙が終わっていない部分もありますので、今回はこの問題、また筑北村との連携についての問題も恐らく同じような形の答弁になると思いますので、この部分はこれで終わりにしたいと思います。

続いて、松くい虫の空中散布の件ですが、これも筑北村さんにも計画があるそうです。そ

れで、ヤンマーが主体になって各松くい虫の出ている市町村にちょっと営業をかけているような感じで、筑北村さんにも回っているそうです。

それで、自分も一応この散布の古い機種免許ですが免許があるわけですが、これでやるとヘリ自体はどうっていいことはないんですが、松の頂上から散布するということになりますので4トンぐらいの高所作業車の上にオペレーターが乗ってヘリを操縦するのか、高台から下に見える松くい虫の被害木が確認された部分を高台から操縦して散布するのか、いずれかにしろ2つに1つしか散布できませんので、費用面ではもう実地と変わらないぐらいかかると思われます。

しかし、もうこれで何か手を打たないと、ちょっと前までは標高600mぐらいで止まるんじゃないかと言われていたんですが、ここへ来てもううちの上井堀の辺で大体そこから上へ800mぐらいまではもう平気で上がってきているような感じもします。また、聖のほうにも幾らか被害が出ているという話も聞いておりますので、なるべく早い段階で少なくとも計画くらいはつくっていただきたいと思うんです。

さっき振興課長が申されたように、マツグリーンという農薬につきましては、ニコチノイド系、マツグリーンというのは松のためにつけられた名前ですが正式名称はモスピランという名前だそうです。この薬剤の場合は同じ箇所大体2回にわたって散布しなければいけないということで散布費用もかなりの金額になるわけですが、ことしのさきの議会の際にも枯損木の処理費用の不足額が560万7,000円出ているわけですので、この松本市で行われた散布につきましても大体20ヘクタールで300万円近い経費がかかっていると思われます。それでも、これで止めることができればそれにこしたことはないんですが、これを何か事業計画を立てるようなおつもりはないか、お聞きしたい。

○議長（尾岸健史君） 振興課長。

○振興課長（飯森 力君） それにつきましては先ほどもちょっと申し上げたんですが、一応地上薬剤散布ということの事業の中で区域決定をしていかないと散布ができないという状況がございます。そんな中を含めまして今後どうしていくのかということも早急に検討していかなければならないという部分がございます。

それに加えまして、先ほどおっしゃられました筑北村のほうには幾らか営業がということでございます。そちらの話も耳に入っております。そんなことも踏まえ、同時進行ができなければ麻績村の松くい虫はうまくいかない部分もあろうかというふうに思います。今現在でも筑北村からの若干おくらしている部分、人家の近い部分でなかなか進んでいない部分がございます。

います。そこら辺の影響も大分あるかと思えます。そこら辺も踏まえる中で一緒になってやっていたら、多分その無人ヘリコプターの関係の業者さんについても経費の面でも安くあがるのではないかなというふうに考えております。

また、経費につきましては議員さんのおっしゃられたとおり、松本市では300万円からかかっているというような状況でございます。

そんな中でいきますと、やはり有人ヘリよりは単価的には1から2割程度の部分で済むかと思えますが、薬剤によっては松本市みたいに2回どうしても散布をしなければいけないということ。そこに比べますとスミパインについては1回で何とかできるというような部分もございます。そこら辺も含め一緒に研究する中でそのような計画が立てられるかなということとで早急に進めていきたいというふうには考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（尾岸健史君） 小山議員。

○1番（小山福績君） 小山です。

今課長から説明を受けましたけれども、実は自分の友達がこれを商売にしている方がおられてヘリも持っていますので、筑北村さんの振興課というか麻績でいう振興課の皆さん、また村長さんでもいいですけども、薬剤でなくて水を入れた状態でどこか試験散布をやらせてもらえれば、自分としても紹介して、一応デモフライトという形で無料ということをお願いをしてみようと思っているんですが、そこら辺の計画はだめですかね。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 無人ヘリについての具体的なお提案までいただいておりますが、先ほどから申し上げておりますように、どうしても近隣との、私申し上げましたが、近隣市町村の動向を見ながらということは、今現在その境界付近といいますか村境付近、こういったこともございますので、いずれにしましても先ほど振興課長が申し上げたように、近隣と連携を取り合いながらこれから具体的な方向を探っていきたいということでございます。

薬品等につきましても、まだ方向づけをこれからしっかりしていかなければいけないということでございますし、その前に一番大事なのは住民に理解をしていただけるかという、その辺から進めていかなければならないと、こう思っております。

それぞれ忙しい話ではございますが、やはり慎重にすべきところは慎重にしなければいけないと、こんなことを思っております。できるだけ効率的、効果的な松くい虫防除ができるように、これからも努力していきたいと思っておりますので、よろしく願いしたいと思います。

○議長（尾岸健史君） 小山議員。

○1番（小山福績君） 小山です。

今村長さんからも課長さんからも取り組むという姿勢だけは伺えたような気がしますので、これで一般質問をやめようと思いますけれども、いずれにしろ次世代に渡す自然の環境、その中の松という在来でずっとこの地域にあった、それを守っていくのも自分たちの責任だと思いますので、その辺も十分お考えいただいて早期に実施計画等を立てていただくようお願いしたいと思います。

答弁ありがとうございました。以上です。

○議長（尾岸健史君） 1番、小山福績議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 塚 原 利 彦 君

○議長（尾岸健史君） 続いて、3番、塚原利彦議員の一般質問を許可いたします。

塚原議員。

〔3番 塚原利彦君 登壇〕

○3番（塚原利彦君） 3番、塚原利彦です。

さきに通告いたしました事項につきまして質問をさせていただきます。

質問内容につきましては、1番、子育て支援策について、2番、若者定住策について、3番、村内運行中の村営バスについて、以上の3点についてお伺いをいたします。

なお、質問要旨につきましては自席で一問一答で行いたいと思いますので、よろしくお願ひします。

それでは、まず、質問事項1の子育て支援について2点お伺いいたします。

1点目は、電車通学高校生の通学定期への補助制度の新設についてでございます。

現在子育て支援政策は麻績村の重要施策であり、これは若者定住策と連動するものであります。これまでに議会でも子育て支援についての施策、制度の新設や拡充を取り上げ、行政も努力いただきまして一定の成果を築いてまいりました。何よりも保護者の金銭的負担の軽減は子育ての大きな支えです。村の第6次振興計画のアンケートでも、若者が定住したいと魅力を感じる支援策で住宅の整備に次いで通勤通学費の補助との回答がなされています。

今、電車通学の高校生を持つ親御さんは通学定期代が大きな負担となっております。現在

村内の電車通学高校生数は79人で、調査をしたところ通学にかかる定期代は年間で総額669万3,200円、最高額は年間12万620円、最少額が年間7万1,240円となっておりまして、単純平均ですけれども年間の定期代は8万4,724円というふうになりまして、高校生を持つ親御さんには大変な負担であると思います。

県下でも上田市を初め幾つかの自治体で通学費補助を行っており、高校生を持つ親御さんの負担軽減のためにぜひ制度実現に向け検討していただきたいと思います。

村長の答弁を求めます。

○議長（尾岸健史君） 答弁を求めます。

高野村長。

○村長（高野忠房君） 自席でよろしいですね。それでは自席で答えさせていただきます。

塚原議員さんのご質問でございます。子育て支援につきましてご質問でございます。

まず、最初でございますが、電車通学高校生の通学定期代への補助制度の新設をということでございます。

現在JR聖高原駅から電車通学をしておる高校生79名、この分の定期代の総額は約670万円でございます。このほかにも私鉄やバスを利用されている生徒もありますが、これらについては把握をしてございません。今おっしゃられたとおり、JRの定期代につきましては、額の多い生徒で年間約12万円、少ない生徒で年間約7万1,000円ということになっております。

ご質問のご趣旨は保護者の負担軽減のためということでございましょうが、今日公立高校の授業料は無料化されております。また、私立高校へ通う世帯に対しましても学費負担を軽減する助成がされております。こういったことから以前よりも保護者の負担は大きく軽減されているように思っておるわけでございます。

また、多くのご家庭で、高校生を抱えるご家庭でございますが、学業に必要な経費以外にも多くの出費をされておるといような状況を聞いておるわけでありまして。そういった中で、それぞれのご家庭が通学定期代を支払えないほど逼迫しているというようなお話はこちらには聞こえてきておりません。

現在村では、次代を担う子供たちを立派に育てなければいけないということで、いろいろなところに力を入れておるわけでございます。そしてまた、子育てというのは行政だけではなくご家庭の保護者、それから地域ともにやるべきことだなど、こう思っておるわけでございます。限りある財源を今真に必要なところはどこか、また今やらなければならないことは

何か、こうしたことを見きわめながら進めておるわけでございます。

ご提案の電車通学をされる高校生の通学定期代への補助制度の新設ということは、財源的に難しいと考えておるわけでございます。

以上でございます。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○3番（塚原利彦君） ただいま村長から答弁いただきましたけれども、私もこの間住民の皆さん何人かにお声を聞いてまいりましたが、どうしてもやはり先ほど言われましたように、部活動等含めていろいろな部分で出費がかさむということで補助をしていただけると大変助かるということでございました。

これは平成21年の9月の議会でこの質問がなされまして、そのときは当時政権が民主党にかわったということで公立高校の授業料の無償化とか私立高校への学費の助成といった政策が上げられており、そうした内容とあわせて総体的に検討するという行政側の答弁でしたけれども、それから4年がたちまして具体的な進展はなかったわけですが、ここへ来まして安倍政権になりましてから先ごろも高校無償化の廃止の法案が成立をしたりしておりまして、大変保護者の方、あるいは子育ての世帯にも負担がかかっているということと、それからアンケート等でも、先ほど申しましたように通学費の補助については大きな要望が上がっておりますので、ぜひ麻績に住んで、ここから学校に通わせてという点で遠距離で大変という面を少しでも行政がバックアップできれば非常に子育て支援としてこれは魅力があり、近隣の市町村にもアピールといいますか積極的に麻績は行っているということのPRになるんじゃないかということもありまして、できれば例えば定額とか定率で何段階か試算をさせていただいて予算化とかそういったことができないかという検討はしていただくことはできないでしょうか。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） できることであれば、そういったご要望にも応えていきたいということでございますが、やはり現在子育てはどんな部門が今必要なのかということを考えていきますと、まだここまで広げていかれる財政的な余裕はないというふうに判断をしておるわけでございます。早くそういった時が来ればいいなど、こんなことも思っておるわけでございますが、現時点では難しい、このように判断をしておるわけでございます。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○3番（塚原利彦君） 今ご答弁で現段階では困難ということでございます。このことについての質問はここまでいたしますが、ぜひ実現に向けた検討をお願いしたいと思います。

続きまして2点目としましてお伺いしたいのは、子育て支援ということでは非常に従来から行ってまいりました子供の医療費無料化を高校生までということで、これも1点目と同様に多くの保護者の皆さんから期待の高い要望事項であります。

これは、これまで議会と行政が力を合わせまして段階的に内容や対象の拡充をしてまいりまして中学校まで今無料化というふうになっておりますが、これもぜひ最終段階といいますか高校生まで無料化を進めていただくことが、これまで進めてきた村の子育て支援の柱の一つが完結するということがありますし、現在進められている村の第6次振興計画の第1章にも無料化の対象範囲の拡大が望まれているというふうに述べられております。ぜひこうした声に応えていただきたく、これまで続けて段階的に拡充してきたこの無料化の制度をぜひ高校生まで広げていただきたいということで、住民の皆さんからの強い要望でございます。村長の答弁を求めます。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） この質問につきましても、以前にも答えさせていただいた経緯もございます。

現在、麻績村では子供の医療費無料化につきましてようやく中学生まで村民の皆様のご理解、ご協力を得て中学生まで対象にしてくることができたわけでございます。これらの財源等につきましても、捻出につきましては、いろいろな経緯があったわけでございます。

しかし、この中学生の医療費無料化に対しましては、全ての保護者の皆様がこれをよしとしていないという意見もある、こんなこともぜひともご理解いただきたいと思うわけでございます。すなわち、よしとしない保護者の意見といたしましては、何もかもが手当てされ親が苦勞して子供を育てるということがなくなってしまった、親子のきずなが薄くなる、本当にこうした流れでよいのか、こういったご意見もあるわけでございます。こうした意見にも一理あると、こう思っておるわけでありまして、すなわち子育てというのは行政だけではなくて、親も一緒になって育てていくという考えも必要だということをおっしゃっておるわけでございます。

高校生を持つ全てのご家庭の医療費、この支払いに困っていないとは決して思っておりません。高校生を持つご家庭にこの医療費の負担は大変だという家庭もあるということは承知しておるわけでございます。そうして高校進学等につきましても大変ご苦勞されておるとい

う家庭もあるということは知っております。こうした方へは独自の奨学金制度等を用意して対応を現在もさせていただいております。

こうした中で高校生全ての医療費の無料化ということにつきましては、現在限りある財源、これを真に必要な子育て支援策に充てていきたいと、こんな考え方でございますので、ここまで引き上げるということは現在のところ財源的に難しいと、こう考えておるわけでございます。早くこういった時代が来ればありがたいと、こう思っておるわけでございますので、何とぞご理解をいただきたいと、こう思っております。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○3番（塚原利彦君） 今ご答弁をいただきましたけれども、そういった考えがあるということとは今私もそういったところまで住民の皆さんから聞いたことは余りないものですから、村の6次計画等の内容を見ても、子育て支援に力を入れるという部分でほかに幾つかの子育て支援に必要な施策があるということで、これに関連する過去の一般質問等での答えもあったことも承知はしております。

ただ、できるだけ前進をしていくといえますか、子育てということにつきまして、例えばこの高校生までの無料化は隣の筑北村でも実施されておるかと思えます。そんなことで非常に要望の強い行政への要望ということで、ぜひこれにつきましてはそういった点を常に耳を傾けていただきたいというふうに思います。

子育て支援に関しまして2点お伺いをしましたけれども、財政的な課題とか、今お聞きをしたような問題があるということもあろうかと思えますけれども、やはり村民の皆さんの切実な要望ですので、今後もぜひ実施に向けて努力をいただくとともに、時期を見てまた質問をさせていただきたいというふうに思っております。

これで子育て支援策につきましての質問は終了いたします。

次に、若者定住策について3点お伺いいたします。

1点目は今後の宅地分譲計画についてです。

第6次振興計画でも以前に比べて宅地需要の減少について触れられておまして、宅地分譲計画は後に回り、若者向け村営住宅の建設が政策の前面に出てきております。ただ、村内での自宅の建設は永住が見込まれますけれども、公営住宅の提供は家賃収入はあっても、その世帯の永住というのは不確かであります。人口増加を目指す視点からは永住できる住宅用地や空き家の紹介が必要ですが、空き家については家主さんがなかなか賃貸とか売却を考えていないというケースが多いというふうに聞いております。

また、宅地開発分譲は往時と違って経済の停滞、それから労働環境の変化による雇用不安等で申し込み者が減少し、大規模分譲はできない現状です。

ただ、県の住宅団地でも、村内の山間部や村の中心部から離れた地域の実家から利便性のよさ等でここに新築し転居をしている世帯は幾つかあります。これは人口の増加にはなりませんけれども、村外への流出をとめることにはなりました。

そこでお伺いしますが、こうした面も考慮して、村内住民への住宅建設のアンケートや住宅メーカーなどへの需要の状況、顧客の意向、動向、こういったものの聞き取りなどを行って当村での住宅建築の需要を調査して、それに沿った規模の宅地の開発、分譲計画を行う計画はないか、お伺いをしたいと思います。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 若者定住策についてということにおける今後の宅地分譲の計画ということについてお答えさせていただきたいと、こう思っております。

宅地分譲につきましては、天王地区に第1期、第2期の造成をした経緯がございます。その経緯の中でそれぞれ販売が、第1期の分につきましては36区画が順調に進んできたわけですが、第2期につきましてはなかなか完売できるというところまでなかなか来なかったということがございます。こういったことを見ますと、現在新たな分譲用宅地を造成したとしても果たして需要が見込めるかどうかということが一番の課題であるわけでございます。そしてまた近隣の分譲地等を見ましても、その販売に苦慮しているというような状況も聞いておるわけでございます。

今ご提案がございましたようなアンケート等というご提案でございますが、今後この需要の動向を見ながら必要な時期がまいりましたら分譲宅地、こういったものを検討する時期が早く来ればよいと、こんなように思っております。

ただ、今村内を対象としたアンケートというご提案でございますが、天王地区等の第1期、2期等の経緯を見ても、村内の方が皆さん全体から占める率というのはそう多くないということでございます。どうしても人口増、あるいはここで今塚原議員がおっしゃられるように若者定住ということになりますと、村外からいかにこの麻績の地に呼び込むかということでございますので、どうしてもこの近隣の動向、こういったものを見ながら検討していかなければならないと、こう思っておるわけでございます。

こういったことから、今後需要の動向等を見ながら、また改めて検討する時期が来れば検討していきたいと、こう思っておるわけでございます。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○3番（塚原利彦君） 今お答えをいただきましたけれども、今のご答弁の中では村内の住民の皆さんが村内に家を建てたいというときに自分の所有地があればそういうところへ建てるということもありますが、勤めたりしておりますと近隣の市町村等に出ていかれてしまうということもなかなかあるかと思えます。そういった面で、外から入ってくる方を迎え入れるということだけでなく、そういった部分もぜひここに今村内に住んでいる方で、例えば次男の方、三男の方も住んでもらえるような形を、ぜひ分譲住宅という形で行っていくことがやはり具体的な策になるのではないかということで、それにはやはりきちんとしたその需要に基づいたものでなければせっかく分譲開発しても売れないということになっては何もありませんので、やっぱり需要の把握というようなことをできればやってみていただいて、そういったことに対してどれだけ希望、あるいはご意見があるかということもぜひ行政で把握をしていただきたいというふうに思っております。

それでは、続いて2点目の村営住宅の今後の建設計画ということについてでございますけれども、9月の議会の一般質問でも若者定住に関しまして村営住宅の建設について質問がありまして、村長の答弁では、今後4年間で20棟ぐらいは建設していきたいという旨の回答がありました。

私もこの間、村営住宅に住んでおられる方にお話を聞いてまいりましたけれども、子育て中のご家庭が多かったわけですが、今後ずっと麻績に住み続けられる予定ですかというふうにお聞きしたところ、まだ考えていない、あるいはずっと定住するかどうかちょっと今の段階では未定だというようなお答えの方が多かったと思います。

麻績は交通の面で便利だということで、今村営住宅でも建てればすぐに入居者があるという状況ですけれども、安定的に今後も空き家がない状態が続けばいいですけれども、それはわからないというふうに思います。

そこでお伺いしますけれども、村営住宅の今後の建設計画についてどんなようになっているか、お伺いをしたいと思います。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 村営住宅の今後の建設計画ということでございますが、先ほどのご質問はいわゆる個々それぞれ建てていただく分譲地ということでございますが、これは村営のいわゆる賃貸型のということでございます。

天王地区で建設を進めてまいりました若者定住住宅、これは予想以上に好評でございました。多くの方がまだいまだに入居を希望されておる方が大勢いらっしゃるというような状況でございます。

こうしたことから、以前にも申し上げましたが、新たな地に若者向け賃貸住宅、これを建設する計画で現在進んでおるわけでございます。

現在、土地交渉の段階でございますが、関係者の温かいご理解を頂戴して何とか土地の確保に目途がついてまいっておるわけでございます。来年度には何戸か建設できるよう、今現在そんな段取りで進めておるわけでございます。

そして、今おっしゃられたように、向こう4年間で戸建て住宅20から25戸ぐらいは建設できるのではないかなど、用地的にはですね、用地的にはそのくらいできるのではないかなど、こう考えておるわけでございます。

これ以上の詳細につきましては、まだ土地交渉等進んでおりませんので申し上げられないわけでございますが、今後土地取得、いわゆるご了解がいただけるということが確定しましたら詳細な計画に入っていきたい、こう思っておるわけでございます。

いずれにしましても、20、25戸程度であればまだまだ十分需要があると、こう見ておるわけでありまして。こうすることによって、ここに定住していただける人口等もふえるわけでございます。そういったことで若い人たちにこの麻績の地に多く入っていただくということを現在期待をしておるわけでございます。

まだ具体的な計画の内容お話できなくて申しわけございませんが、現在こんな状況で進んでおるということでございます。

以上でございます。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○3番（塚原利彦君） 今後20棟ぐらいというようなことで9月のときにお話があったようですけれども、賃貸というか村営住宅の形態と申しますか、それは1戸建てということでしょうか、それとも集合住宅のような形ということでしょうか。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 今申し上げました20から25というのは1戸建てを基本とした数でございます。そしてまた今後進めていく中で、果たして1戸建てがいいのか、あるいは集合形式が一部にあっているのかということも検討することも必要ではないかなど、こう考えておるわけでありまして。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○3番（塚原利彦君） 私が今お聞きしたことに伴って、今20棟ぐらい建設をされるということですが、先ほど村長のご答弁では、非常に申し込みの方が多くてすぐ埋まってしまうという、それから待っておられる方もいるというようなこともお聞きしますが、これがもしそういう状態がずっと永続的に続けばいいわけですがけれども、例えば今後入居者が減少したり空き状態がずっと恒常化したようになった場合、そういった場合のこと等についての対応とか対策についてはございますか。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 現在考えております住宅の建て方でございますが、建築の手法でございますが、国の制度等を使いますといろいろな縛りがあるということでございまして、そういった縛りのない形での建築を進めていきたいと、こう考えております。そうなりますと途中で計画等の内容も自由に村の判断でできるわけでございますので、変更等いろいろできるわけでございます。そういったことを考慮して、いわゆる住宅建築の国の制度等を使わずに他の制度で進めていきたいと、こう考えております。

建てたが後空きをどうするんだというご心配でございますが、そういったことも考慮しながら、さらには最近はやっておりますある一定期間入っていると、その方に所有権を得る権利があるという、その方に売ることができるというようなことでやっている自治体もあるわけでございますが、そういったことも必要であれば今後検討できるのではないかなと、こう思っております。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○3番（塚原利彦君） 今村長の答弁をいただいたことが、私も村営住宅を回ってそういった声をお聞きしました。将来的にここが自分の家になるのかどうかというようなことがありましたけれども、そういったことでここにずっと永住をしていただくという意味からしますと、できれば麻績はこのぜひ交通の便もいい魅力的なところに住み続けていただくという点からしますと、村営住宅をどんどん建築して行って絶えず交代して新しい人が入ってくるということだけでなく永住という点では先ほど最初に申し上げました部分と関連しますが、住宅を建てる用地を提供するということも含め、定住ということの本当のそういった方向を探っていただくためにも村営住宅一本ということだけでなく総合的に考えていただきたいとい

うふうに思っております。

続いて3点目ですけれども、聖高原駅利用の電車通勤、通学者からの要望ということでございます。

通勤、通学されている方からの電車や駅に関する改善要望があることは私も聞いておりましたので、実際に通勤されておられる方、それから通学されている高校生を持つ親御さんなど数人に直接実情や要望をお伺いをいたしました。

まず、皆さん様に言われたのは、冬期間の朝、聖高原駅のホームの待合室に暖房が入っていないということで、冬の朝暖房が入っておらず、電車もほとんど恒常的に数分おくれで到着しますので寒中の電車待ちは非常に辛い、待合室の暖房を何とかしてほしいということでもございました。新しくなった駅舎の中の待合室は、朝利用者が集中するときも暖房が入るようになるということらしいですが、ホームの待合室への暖房設置はJRでは考えていないようです。JRがだめなら、ぜひ何とか行政で対応できないものかという要望が非常に多くて、特に高齢の方からの声は切実であります。

2つ目としましては、電車で通勤をされている方、これは松本へ行っている方ですけれどもも要望がありまして、なかなか高校生の方も含め通勤の方もそうですけれども、篠ノ井線は大糸線や中央東線等に比べまして帰宅時の電車がどうしても1時間置き、1時間で1本ぐらいというような間隔でありまして、特に冬なんかは待っている時間が大変長くて大変だということで、ほかの路線はまだ本数が多いものですから、帰宅時の電車本数をふやしてほしい、特に冬場は待ち時間が長くて辛いといった要望は以前から強くありました。こちらについては関係市町村との共同連携、それから村独自の利用客増加への積極体制のPR等も必要でありますし、多少時間のかかる課題ではありますが、通勤面への利便性向上は、若者定住に向け重要なポイントであると思います。JRに対し粘り強く要請をすべきというふうを考えます。

そこで、先ほど申しました村民の皆さんからの要望の一つ、聖高原駅のホームの待合室への暖房の設置、それから帰宅時の電車の本数の増加という2点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） まず、聖高原駅利用の電車通勤、通学者からのご要望ということでございまして、まず、冬期間の朝、駅ホームの待合室の暖房をという件でございます。

聖高原駅には上り線ホームに待合室があるわけですが、これは今年の春先ホーム

のかさ上げ工事にあわせて改修をしていただいたわけでございます。この待合室に暖房装置の設置をとということでございますが、今おっしゃられたとおりJRによりますと、この上り線待合室は電車の乗りかえで長時間待ちをする待合室ではないということで暖房装置の設置ということは非常に難しいことだということをおっしゃっておられました。

現在、麻績村としましては駅舎内にある待合室はまだこちらに暖房装置がついていないわけでございますが、こちらへ暖房装置を設置してほしいということをお願いしておるわけでございます。以前のようなストーブ、いわゆる火を使うストーブが今認められないということでございまして、電気の暖房装置、こういったものを今設置してほしいということをお願いしておるわけございまして、こちらを優先して今進めておるわけでございます。そんなことから、上り線ホームの待合室の暖房というのは非常に難しいと思っております。

そしてまた今、村単独だと、村単でということでございますが、村で設置ということは、ただ単に設置ということではなくて今度は維持費、そういったこともございますので大変難しいことではないかなと、こう思っております。

そして、まずはこの次の答弁にもかかるわけでございますが、いわゆる利用客が少ないんですね。そういったことから非常に難しいと、こう考えておるわけでありませう。

次の帰宅時の電車本数の増加をとということでございますが、通勤、通学の皆さんが最も多くご利用される朝夕の電車、この利便性の向上ということでJRには引き続きお願いをしております。現在も特急をあわせて特急の停車を含めてもっと利便性がよくなるようなことで要望しておるわけでございます。

なお、現在の乗降客数、これは以前より大きく減少してきておりまして、現在約1日600人、実質的には往復の方がほとんどでございますから実質的には約300人がご利用されるということにまで落ちてしまっているということでございます。

こうした中でJRさんへいろいろお願いしていくには、聖高原駅での乗降客数をふやすということも必要でございますので、何とぞ一人でも多くの方が聖高原駅からJRをご利用されるように、ぜひともそんなご協力をお願いしたいと、こう思っております。

また、この篠ノ井線全体における利便性の向上ということから、今松本、それから篠ノ井間、この関係する自治体、いわゆる市村でございますが、ここで何とかその組織を立ち上げてやっていこうではないかということで今動き始めてございます。と言いますのは、長野新幹線が金沢まで延びる、いわゆる北陸新幹線になる、そうなりますと長野から金沢まで約1時間、そうした中で松本から長野までが現在1時間を超すというような状況であるわけござ

ざいます。そしてまた、私ども電車に乗っても、それぞれ退避場で待つ時間、いわゆるこういったこと、非常に通勤通学、JRを利用される皆さんには大変不便というようなことでございます。こういった大きな問題もあわせて一緒にやっというところになっておりますので、また議員にもいろいろな面でご理解、ご協力をお願いしたいと、こう考えております。

以上でございます。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○3番（塚原利彦君） 今ご答弁いただきましたけれども、私も駅へ行きまして実際に見てまいりましたけれども、春から秋まではいいんですが、特に冬場はホームの待合室は一応囲ってありますので扉がないわけではありませんけれども、非常に寒くて特に吹雪の朝などは高校生が身を寄せ合ってあのホームにいるわけですが、これはぜひ暖房設置を多くの皆さんが希望しているということで、維持等に管理やいろいろなことがかかるという部分はありますけれども、その暖房の形式とかどのような暖房があるかというようなことも研究いただいて、例えばお金がどのぐらいかかるというのはちょっと別にしても、タイマー等で時間的に暖房が入るような装置もあるということも聞きますので、これについてはぜひもう冬が参っておりますので今回からすぐというふうにはいかないと思いますけれども、ぜひ検討をいただきたいというふうに思っております。

それから、もちろん電車の本数をふやす、これにつきましては村長が今おっしゃるように過去にいろいろ例えば複線化の問題とかいろいろなことについて質問も出されておまして、関係市町村で努力をしていくということで、私もその辺は承知をしております。議会ももちろん力を合わせなければならない問題でございますけれども、時間のかかる問題だということで先延ばしをすることなく対応していくということをお願いしたいというふうに思いますし、暖房の件についてはぜひ検討をお願いしたいということを申し上げたいと思います。

それでは、最後は村内運行中の村営バスについてお伺いします。

現在村内を運行中のバスは、定時定路線バスと地域循環バス、そして福祉バスがあります。先日私は実際に循環バスの3路線と定時定路線の滑沢線に乗ってみましてお客さんや運転手さんに話を聞く中で、至急対応しなければならないことと改善に向けて検討しなければならないことがあることがわかりました。

1点目の至急対応が必要なことは冬場の道路の安全確保であります。特に急坂の坂道の下りは融雪剤の散布もされないところもあるということで、スリップ事故の危険を感じ非常に

怖いということでした。また、循環バスでは除雪をした後の雪が邪魔で、例えばカーブが曲がりにくいか通りにくいということで、時間どおりの運行という点では運転手さんも焦りも出てくるということでした。事故防止や運行面での支障物の除去ということにつきましては先延ばしのできない問題であります。

それから、循環バスのお客さんからは、これも以前から要望が出ていますが、目的地へ行くのに時間がかかるということなどから改善、あるいは見直しの要望が寄せられております。

改善見直しに関しては検討委員会、あるいは運営委員会等で協議をする必要があるかと思えますけれども、安全運行や運行の支障面については、これはもう冬が来ていますから、すぐにでも対応する必要があります。

そこでまず、現在の運行路線の除雪、あるいは融雪剤の散布、これについてどうなっているのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（尾岸健史君） 総務課長。

○会計管理者兼総務課長（清水 清君） それでは、先に安全運行の対策について私のほうから述べさせていただきたいと思えます。

現在の村営バスの役割は、山間地の生活を支える公共交通機関として園児、小学生の通学並びに高齢者の移動手段としての役割を担っておるわけでございます。そして、言うまでもなく、バスを利用される皆さんに快適で何より安全な運行に配慮することは最も重要なことであると認識しておるわけでございます。特に山間地域を運行する当村のバスにつきましては、これからの冬期間におきましては細心の注意を払わなければならない季節という理解をしております。

そのような状況の中で、バスはもちろん地域住民の方々が安心して通行できるよう除雪を中心に現在道路管理を行っておるという状況でございます。バスの運行につきましては、委託業者に冬期間の場合には早目のチェーンの装着や始発地点への余裕を持った配車、また凍結道路におきましての安全な速度での運行など、万全の注意を払うよう指導しておるところでございます。

極端な積雪があった場合など通常の路線での運行が難しい場合におきましては迂回路を利用するなど、急激な変化にも対応できるようにしておるわけでございます。実際に今まで2年前から改善をいたしましたけれども、地域を巡回する路線バスにおきましても、そのような迂回をしたりというようなことは現在まではございませんでした。

したがって、今後においてもいろいろな悪条件はあろうかと思えますけれども、安全

な運行に細心の注意を払って臨んでまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 振興課長。

○振興課長（飯森 力君） それでは、私のほうからは除雪関係という部分でちょっと補足をさせていただきます。

除雪に関しましては、村内の業者さんに12月1日から3月末までということで除雪路線をお示しする中で委託をかけて行っております。そんな中でおおむね10センチ以上の積雪に対しまして除雪をかけるようにしてございます。そのほか各地区内の道路につきましては、区長さん方をお願いする中で塩カルを持っていただき凍結防止に備えていただいている部分がございます。

それと、この除雪に対しまして委託する中で除雪業者さんからいろいろな情報を聞く中で各地区へも、要するに道路へ出ている支障木等のこともお願いする中で日陰をつくらぬようにということでやっております。特にことしの部分の冬のところにつきましては下田のところ、下田から桑山中央線へ上がる場所は緩衝帯整備ではございませんが、大幅な地権者の皆さんのご協力を得る中で日当たりをよくして凍結防止に努めているというようなことで、本年度につきましては、その部分ではほとんど苦情がなく、バスもチェーンを巻かなくても上がれる状態ができたというような状況でございます。そこら辺のところを踏まえて村のほうではできる限り把握する中で安全に努めていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○3番（塚原利彦君） お答えをいただきましたが、そうすると今運行しているところで特に急坂で危険な箇所を私も実際乗ってみて、特に下田へ下る、桑山中央から下田へ下るところとか、それから北山の集落からおりてくるところというようなところは非常に急坂で、特に融雪剤、塩カルをまいたりしてもらわないと非常に危険だという感じがしました。

今ご答弁いただきましたけれども、これでそういう点は万全になっているということでしょうか。

○議長（尾岸健史君） 振興課長。

○振興課長（飯森 力君） 毎日、日々気温等変化する中で、万全ということはちょっと考えられないというふうに思います。そんな中で、やはり情報を得る中でやっていかなければな

らない。それと、除雪も人間、機械でやることでございます。全然雪がなく除雪できるということはちょっとあり得ないかなという部分もございます。そんな中で、やはり地区の皆さんにもご協力をいただく中で安全に努めていかなければならないというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○3番（塚原利彦君） いずれにしましても、これは非常に危険ということは事故等があるのは絶対ならないことですので、万全を期していただきたいというふうに思います。

それから、バスの運行の改善要望につきましては、ことしの6月の議会でも地域循環バス、それについての質問が出されました。行政からは村営バスの運営委員会等を開催して改善に向けて対応したいという回答でしたけれども、できれば早いうちに時期を決めて、そうした組織での検討をすべきだというふうに思います。昨年秋、村営バスについて改善見直しを行い、今は定着に向かっている、その過渡期であるといった、行政ではそういう見方をされているようですけれども、現在の定時定路線、それから循環バス、福祉バス、この3つの運行状況を細かく検討すると改善できる部分が幾つかあると思われれます。同じ日に同じ方向へのバスが重なったり、全く利用者のない方面を途中で、例えば迂回してそこをカットして運行すれば利用者の多い方面へ回すことができるというようなことなどいろいろ運転手さんにお話を聞いたりする中でいろいろなことがわかりましたので、ぜひ検討委員会なり運営委員会なり、早いうちに開催をいただいて改善を検討すべきだと思っておりますが、これについてはどうでしょうか。

○議長（尾岸健史君） 総務課長。

○会計管理者兼総務課長（清水 清君） 議員さんのご指摘はよく理解できるわけでございます。そして、平成23年10月からこの村営バスを大きく見直しをさせていただきました。そして1年経過したところで改善できるものは改善をし、また、地域からの要望等に対処できるものは対処いたしました。そして、現在においては、ベストだという状況ではないかもしれませんが、利用される方々が交通弱者の方々ということが主でございまして変化になかなか難しい部分もございます。したがって、今考えているのは定着をさせていく、こんな時期だと理解しております。今年度の結果を見て、来年当初にはなるべく早く委員会等で現状等もお話をする中で、できる限りのご要望を聞き入れていきたいというふうに思っております。

また、住民からの要望はバス運行会社のほうにもご意見が届いておりますし、また、村で

は特にバスを利用される地域のところに出向いたときには、地域懇談会の際にはそのお話もさせていただいておるといような状況もございます。その中で改善できた点も幾つかございますが、限られた台数での運行、限られた時間での路線回りといような状況の中で現在のところはそんな方向で進めておるといことでございます。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○3番（塚原利彦君） ぜひ検討委員会、運営委員会を早目に開いて、改善ができる部分があるかと思っておりますので、そういった部分についてすぐに検討していただきたいというふうに思います。

何点かにわたりまして質問させていただきましたけれども、これで私の質問を終わらせていただきますが、いずれにいたしましても地方自治の原点というのは住民福祉であります。村民の皆さんの村政への期待に応えて、住民本位のよりよい村づくりを進めていかなければなりません。

ところで、先ごろ新聞で村長が今国会で焦点となっている特定秘密保護法案に賛成の意向であることが報じられましたけれども、この法案には疑問点や不安点も多く、私としては大変遺憾であります。ぜひ住民が主人公の民主的な村政を力をあわせて進めていただくように申し上げまして、私の質問を終わりにいたします。ありがとうございました。

○議長（尾岸健史君） 3番、塚原利彦議員の一般質問が終了しました。

ここで休憩をとります。再開は10時20分とします。

休憩 午前10時10分

再開 午前10時20分

○議長（尾岸健史君） 休憩を閉じ質問を再開いたします。

◇ 塚 原 義 昭 君

○議長（尾岸健史君） 5番、塚原義昭議員の一般質問を許可します。

5番、塚原議員。

〔5番 塚原義昭君 登壇〕

○5番（塚原義昭君） 5番、塚原義昭です。

さきに質問通告いたしました3項目、1点目、筑北村との合併について、2点目、自立計画の主要な取り組みと成果について、3点目、地方交付税について、自席において一問一答で行いますので、よろしくお願いいたします。

1点目の質問をいたします。

筑北村との合併についてでございますが、全国的に推進が行われました平成の合併で筑北地域は協議を重ね1つを目指したと思われませんが、当村は方向転換から麻績村としての自立を目指し現状に至っているということでございます。

合併の推進の背景には人口の減少、少子高齢化の進展、国の巨額な債務等深刻な財政状況下において、地方においては複雑多様化する住民サービスを提供しなければならないなど取り巻く環境の厳しさが一段と増す中で行政基盤の確立が強く求められたと言われております。この現象はさらに進展し、深刻な状況と判断します。きょうの市民タイムズの報道にもあるとおりだというふうに思います。これらを村民がどのぐらい認識されているか、また、将来に対する不安もお互い抱えている中で現状を容認しているのか、実態はわかりません。

村長の村づくりの方針は、当面元気な麻績村を目指したい。また、筑北村とは友好連携を深めていきたいということですが、4年前の村長の就任時、22年の1月初議会において合併についての一般質問がされています。ホームページで議事録を確認させていただきました。

その答弁を要約させていただきましたが、当面自立を目指したい。その要因として財政運営の相違で大きな格差がある中で麻績村として合併で解決する課題が見当たらない、それを払拭するには時間が必要である。しかし、合併に対しては否定論者ではないので、将来は地域は一つだと考える、そう答弁されたと思いますが、初めに4年が経過し、今の考え方についてお聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） それでは、5番、塚原議員さんのご質問に答えさせていただきます。

最初に、筑北村との合併についてということでございます。

筑北村との合併について私の考えにつきましては、現在も従前と同じ考え方でございます。合併については否定をしておるわけではございません。地方行政の将来を考えますと筑北地域は一つ、いずれは一つの村になるのが望ましいと、こう思っておるわけでありませぬ。

しかし、過去において合併実現に至らなかった、麻績村が4村合併から離脱したという経緯があるわけであります。この経緯についてはご承知のことと存じますが、その離脱の原因となった多くの事項、これらについてはいまだ両村民が理解し合える状況には至っていないと、こう私は思っておるわけであります。こうしたことから近々の合併は難しい、こう思います。

また、私は友好連携という言葉を使わせていただきまして、幅広い分野での共同事務の拡大などをしながら行政の効率化を図っていくということで今進めておるわけであります。今後もさらに両村のきずなを深め、この両村というのは行政だけではなくて住民レベルのことを含めてでございますが、両村の絆を深め、両村の行財政が効率的に展開するよう努めていきたい、こう考えております。こうしていくことが両村の合併機運の醸成につながっていくものだと信じておるわけであります。今の合併に対する考えは、こういったものであります。以上です。

○議長（尾岸健史君） 5番、塚原議員。

○5番（塚原義昭君） ただいま現在の考え方を答弁いただけたわけでございますが、当時最大のネックは財政運営面が課題だと捉えている村民も多かったわけであります。村民益を考えますと判断せざるを得ない状況下にあったというふうに思います。

8年前とその後とはどのような状況になっているか村民にはわからないと思います。そういう中で村民が個々にいろいろな思いを発しておるということでございまして、そういう中で合併の声も多いことも確かです。

今、民意はどのように動いているかということでございますが、それは常にいろいろな情報を流す中で村民が議論を踏まえて将来を見据えた村づくり、方向づけをすることが民主主義的な求め方ではないかと、このように考えるわけでございますが、そこら辺の見解をお願いしたいと思いますけれども、6次麻績村振興計画での検討事項として捉えたかどうかというところもあわせてお答えいただきたいというふうに思っております。

一方、ちょっと筑北村を見るわけでございますが、村長がかわりまして村づくりを優先し、麻績村とは交流や連携を深めたいと言っていますが、村民は合併に対して関心が深いとも言っています。村民から合併の声が常に発声されて、多くの人が思い願っているのではないかと推測するわけでございます。

合併後8年を経過して詳細はわかりませんが、ホームページまたは新聞等の報道から見ますと、合併効果を出しながら課題解決の努力が懸命に実行されていると推測いたします。し

たがって財政運営面での改善も図られているのではないかと思います、そこら辺の現状は専門的な見識の中でどのように捉えているか、あわせて見解をお願いしたい、このように思います。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 今の時点で将来に向けての合併についての余り踏み込んだことを申し上げるとするのはちょっと微妙な時期でもございますので、それにはちょっと触れるわけにはいかないと思っておるわけですが、麻績村が合併協議から離脱した原因というのは、財政問題だけではなかったということでご理解いただきたいですね。財政以外にも大きな問題が2点ぐらいあったということの中で、そういったいわゆる課題といいますか、そういったものがいまだに果たして解決できているのかなということがあるということをお先ほどに申し上げたわけでありまして。

そうしたことによって、町村合併については特にお隣の筑北村さんとの合併につきましては、村民皆様からいろいろなご意見やら思いを私自身も聞いております。麻績村民の皆さん、麻績村民がどんな意見や思いをお持ちであるかということ、これらを現時点で今の時点で明確にすること、このことが果たして賢明な策であるかどうかということも考えなければいけないと思っておるわけです。よって、現段階では村民の意向調査ということをお果たしてやるべきかどうかということをお考えなければいけないんだなと、こう思っております。私としては、今そういうことに踏み込むのはそう賢明な策ではないなと思っておるわけでありまして。

繰り返しますけれども、私としてはこの地域は一つになることが望ましいということでございますが、現実そこまでいくにはまだ時間が必要ではないかなという考え方でございます。

以上でございます。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○5番（塚原義昭君） 今考え方をお聞きしたわけですが、今村長も申されておりますとおり、最終的には筑北地域も一つだという思いもあるという確認をしたわけですが、いろいろ見ますと合併で同一条件の合併というものはあり得ないというふうに言われていますが、現状を自分なりに判断しますと、両村とも住民に対する主要な課題、村の課題というものは大差なく抱えておるといふふうに考えます。それに向かつて村政が運営されていると思われまして、住民サービスにおかれましても広域行政でかなりの部分が賄われていますので、他のサービス状況を比較しておりませんが、多少の差はあっても共通したものがあると考えます。

したがって、今村長から話のありました課題が数点あるようでございますが、そういうものが村民が理解されれば合併のスケールメリットを生かして行政経費も節減され、その効果が住民サービス、村民益へつながるのではないかと考えるわけでございまして、あわせていろいろな環境を考えますと、広域行政といいますか、広域での諸課題を解決せざるを得ない環境にあるのではないかというふうに考えます。そこら辺再度の質問になってしまうんですが、このような考え方は、現状今の答弁では考えにくいという答弁になるかと思いますが、将来に向けて地域が一つになるということを考える予知はないかというところで質問させていただきます。

○村長（高野忠房君） まだその辺についてはお隣の関川村長さんと具体的な話はしていませんが、筑北村の関川村長さんの新聞等での記事を見ますと関川村長さんも筑北地域は一つ、将来的には一つになることが望ましいということです。この考え方は当然だと思いますが、ただそれに進んでいくまでの過程がどうかということが今の段階であると思っています。

○5番（塚原義昭君） 私も合併について考えを持っていたわけですが、合併は問題解決の最終手段ではないと思います。むしろ問題解決の努力の始まりであって課題解決に向けての手段の選択肢も拡大され、合理化、効率化はさらに進み十分メリットが出てくる可能性を秘めていると思います。今まで申し上げましたが、村民の中には合併について様々な意見があると思いますが、合併に対しての期待、必要性というものを感じている村民もおります。今後、村の進むべき道は、または方向性の判断も村当局の考え方が大きな要素と考えますが、経済情勢の変化なり、環境の変化などが厳しい中で村民の意見を広く把握しながら求めていただきたいと思うわけです。村長の方針にもある筑北村との連携を深めるというこの意義は非常に大きなものがあると考えます。今後さらに発展しますと「連携から協働」「協働から融合」と進展するわけでありまして、この道筋をつけることを期待しています。また筑北地域の皆さんが自然体で地域の発展が図られ、超高齢化と人口減少が進んでいる中で地域の再生に努力しているわけですが、その手がかりになるものが幸福度であるとも言われております。また、関心も高まっているようですが、個人の幸せに加え、そしてさらに地域社会の幸せを目指してお互いの幸せを強く望んで次の質問に入りたいと思います。1点目と関連がありますがこれまでの答弁で当面は自立を目指し村政運営がされております。その自立計画が17年6月から26年までの10年間となっておりますが、基本方針の柱として1点目は行政改革の推進、2点目は住民との協働による村づくり、3点目は村づくりの重点施策となっております。8年が経過し、最終年度もあとわずかではありますが進捗率というよりは現在までの主要な取

り組みの成果はどうであったか、また村民に対する中途での取りまとめ等の報告はどのように行ってきたのか併せて常に計画というものは、定期的に行われているかチェックし評価され、状況によっては見直しが必要になってくると思います。そのことも9年を経過しようとする中でどのように取り組んだのでしょうかお聞きしたいと思います。またこの計画の中には職員の意識改革もうたわれており、推進の柱の一つが職員だと思っています。どこまで、この計画を職員が認識されていたかが重要となっていると思います。10年間の長い計画は、計画自身がどこかに行ってしまうことがあります、それを防止するためにも計画に対する評価等の作業が定期的に行うことが重要だったと思いますが、どのように捉えて実行してきたんでしょうかということをお聞きしたいと思います。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 自立計画についてのご質問でございますが、いわゆる自立計画というのと合併、それから離脱と、こんなことになるわけでございますが、現在麻績村は自立計画のもとで村づくりが進んでおるということでありますし、筑北村さんは筑北村さんの新村建設計画のもとで村づくりが進んでおるといような状況でございます。両村ではそれぞれ計画の最終年度には実績等の検証がなされて、そしてその新たな方向づけがされていくんではないかなと思っておるわけでありまして。

そしてまた先ほどの質問にも関連するわけでございますが、いわゆるこれからの合併をということは、行政の効率化だけの合併ではだめなんだというふうに思うわけでありまして。住民がよくなるための合併でなければいけない、こう思っております。

さて、そうした中で今の自立計画についてのご質問でございますが、当面自立の道を歩むとした麻績村の自立計画、これは小さくても村民一人一人が輝ける麻績村づくりをしていこうということで村の振興計画や過疎自立計画、過疎地域自立促進計画でございますが、これを基本に据えてつくったものであるわけでありまして。現在計画の9年目になっておりますが、この計画内容はおおむね順調に進展しておるのではないかなと思います。それはどういうことかといいますと、財政状況を示す各種の数値、これらは健全財政を維持しておる数値となっております。このことには議会議員を初め村民皆様が自立計画にご理解をいただき、計画の実行にご協力いただいた結果であるというふうに深く感謝申し上げるわけでございます。

いずれにしても現在進んでおる、残りが1年ということでございますが、ご質問の主要な取り組みと成果、これらについて具体的な内容については、村づくり推進課長のほうから答えさせていただきますので、お願いしたいと思います。

○議長（尾岸健史君） 村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（宮下利秀君） それでは、私のほうから自立計画の主要な取り組みと成果について若干補足をさせていただきます。

麻績村の自立計画につきましては、平成15年度当時、交付税が年々削減という厳しい状況の中で、また、麻績村の振興計画、過疎自立計画を基本に据えて、その実行のために計画をされた計画でございます。

まず、1点目の行政改革推進の実績でございますけれども、今までの実績としまして、当時5課3室ありました組織につきまして、5課1室に再編成をされております。また、職員数につきましても、平成17年度と平成25年4月1日現在におきましては10名の減員、常勤特別職の報酬につきましても、平成17年、18年に見直しを行っております。自立計画の中にもあります職員の給与・手当の削減でありますけれども、これにつきましても公務員制度改革等によりまして平均5%の改定がされております。また、常勤特別職、収入役でございますが、制度改正によって廃止をされておるとい状況でございます。

あと、組織の関係でございますけれども、土地開発公社の廃止、繰上償還の実施による財政健全化、また、村営バス事業や観光施設事業などの民間委託の推進というようなことで実施してまいりました。しかし、平成19年度から普通交付税総額の安定ですとか財政状況の改善、また国の公務員制度の改革などによりまして、19年度以降に計画されておりました報酬・給与等の削減は実施しておらないという状況でございます。

続きまして、②番の住民との協働の村づくりの関係でございますが、主な施策としまして情報提供と情報公開という面でございますが、毎年全地区を回る地区懇談会の実施ですとかホームページのリニューアル、また、広報の発行等で今現在進めている状況でございます。

また、新たなコミュニティ組織の構築という面でございますが、各種住民の支援の制度を創設、また協力体制の整備というような形で今現在進めている状況でございます。

また、3点目の村づくりの重点施策の成果についてということでございますけれども、まず、安心して暮らせる健康と福祉づくりにおきましては、住民の健康面ということで特定健診の受診率の向上に向けての施策、整備面では子育て支援体制の一元化ですとか支援コーディネーターですとか放課後児童クラブ等の施策が実施をされておるところでございます。

また、高齢者の在宅福祉の充実では、地域循環バスの始動、JRの聖高原駅のバリアフリー化などというような事業が実施されております。

また、地域資源を活用した村づくりにおきましては、本年度から実施しております人・農

地プロジェクト会議の創設ですとか直売所施設の支援、また観光施設等の周辺整備というように実施をされてきております。

また、生涯学習からの創造性を育む村づくりにおきましては、地産地消の実施ですとか文化財の保存活用による地域づくりというような事業も進められてきております。

以上、自立計画に沿っていろいろな制度も実施されておりますけれども、先ほど申し上げましたが、19年度より財政状況が改善したということもありまして、当初、普通建設事業費等も抑えられた計画となっておりましたけれども、過疎計画ですとか市町村振興計画の実施に向けまして、福祉センターの開館時間の延長ですとか街路灯整備、太陽光発電システムの助成ですとか、新たな若者定住を目指しまして出産祝い金、育児支援金、若者定住住宅の整備、また基盤整備としまして村内道路網の整備ですとか光通信網の整備、観光施設の整備というような形で今進めております。

また、今後は用排水路の整備の着手というような形におきまして、財政状況を見ながら基盤整備のほうも進めている状況であります。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○5番（塚原義昭君） 今それぞれ取り組まれた内容につきまして報告いただきまして、かなりの取り組みという判断もできるわけですが、最初に行政改革の中身について若干質問させていただきます。

自立の観点という面で捉えますと財政改革が一つの鍵であったというふうに考えるわけですが、特に自主財源の確保ということについて主要課題だと思いますが、その点について努力いただいたということですが、どの程度成果があったかというようなことになると、どうしても数字を聞きたくなくなってしまいますが、それぞれ人件費の削減なりいろいろな経費削減に努力いただいたということですが、それらについてどのくらいの削減ができて自主財源を確保して、そのものが村民への事業へ回った、こんなような試算はしたことはあるのでしょうか。ありましたら大ざっぱでも結構でございますので、報告いただきたいというふうに思います。

○議長（尾岸健史君） 村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（宮下利秀君） 今までの取り組み成果の一部ではございますけれども、先ほども若干説明をさせていただきましたけれども、平成17年度から10名の減というような形の中で、おおむね当初の自立計画では5,500万円ほどの減額になるだろうというような予

想でありましたけれども、今現在4,700万円ほどの減額にはなっております。これにつきましては、公務員制度改革等におきまして共済費等の率が上がっておるわけですけれども、それを踏まえても4,700万円程度の減額になっておるといところでございます。

また、繰上償還等も実施をいたしまして、合計で2億6,700万円ほどの繰上償還も実施しておりますので、そんな部分でも財政の改善にはつながっておるのではないかというふうに考えております。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○5番（塚原義昭君） わかりました。

一応かなりの努力をいただいておりますということで確認をしたいというふうに思います。

協働の村づくりについてちょっとお聞きしたいと思いますが、自立の中では非常に重要な事項だというふうに、村民に協力をいただいて施策を実行するというので、先進事例を見ましても村民への役割分担という、いわゆる協働による推進が行われているということでございますが、先ほどは情報提供なり広報なりコミュニティの制度等のお話をいただいたわけでございますが、東筑でも朝日村では5,000人のための村づくりを基本姿勢として行政、住民が一体となった自立を目指していると、このように聞いております。自立計画の当然柱になっておるわけでございますが、住民との協働による村づくりで村民の反応はどのようなものか、または意識改革がどこまで進んだかというところをどのように評価しているか。

さらに、先ほど情報提供の話もありましたけれども、広報またはホームページ等の取り組みもあるわけでございますが、それらの村民に対しての声等はいただいておりますでしょうか。もう少し情報量をふやせとか、そのような声も現実あるのではないかと、このように思いますが、村民といわゆる村との共通認識はどこら辺まで図られたか、感覚で結構でございますので答弁いただければと、このように思います。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） おっしゃられるとおり、今の住民と行政との協働というのは、これは大変重要なことであります。これは合併しても自立でいっても、これは必要なことだと思っておりますが、実は麻績村の状況はどんなふうに進んでいるのかということでございますが、これは地区によって、地域といいますか村内地域によって差があるなというふうに見ておるわけでありまして。

先進的な地域の例を申し上げますと、その地域の皆さんが一体となって自分たちでその地域のコミュニティ活動を盛んにしている地域もございます。そして、そういった中でいろいろ

ろな活動の中で地域の皆さんだけで農道の舗装工事までやってしまうというような地域もございます。それから、地域でさらに新たな事業を取り入れて地域として今進めていくと、こんな地域もございます。こういった地域はいいコミュニティ活動ができるわけですが、それに反してお年寄りだけでできなくなってしまったと、こんな集落もあるわけですね。

ですから、協働ということがそれぞれ地域によって大分差があるなど、こんな思いをしておるわけであります。何とかこういった地域の集落機能、こういったものが今後も維持されるようなこともこれからの行政の重点施策に据えてやっていかなければいけないときが来ているんだなど、このように感じております。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（宮下利秀君） 私のほうから地域の皆さんの活動についてということで若干補足をさせていただきたいと思っておりますけれども、今まで地域の皆さんの活動の支援というような形の中で、村づくり活動支援補助事業ですとか補助事業実施に係る貸付金事業、またふるさと応援寄附金を使った応援団交付金事業というような事業も進めてまいりました。また、相談事業や地域おこし協力隊、緑のふるさと協力隊事業等も導入する中で、近年これらの事業を大変活用していただきまして新たな住民団体、今まで行政にお願いするというような事業も、各団体で自分たちの課題として解決しようという団体が多くあらわれてきていただいているということで大変ありがたく思っております。

また、地域おこし協力隊事業等につきましても、住民の皆さんのご協力をいただきまして協力隊の協力隊というような方もあらわれていただきまして、大変村づくりにご協力をいただいておりますというふうに感謝をしております。

また、情報量でございますけれども、村のホームページが今まで手づくりのホームページだったんですが、平成21年に簡易入力システムのほうに更新をいたしまして、それ以降も村民の皆様から情報量についていろいろご意見をいただきました。そんな中で、昨年度ですが若干システムの変更をしたり職員の研修会を設けたりということで、現在できるだけ多くの情報を載せていただけるようにということで今努力をしているところでございます。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○5番（塚原義昭君） 専門的な課を設けながら村づくりをしていると、こういうことで認識をさせてもらい、さらに努力をいただければと、このように思っております。

関連でございますが、自立計画が来年最終年度を迎えるわけでございますが、その後の自立計画というものはどう捉えればいいのかということですが、既に6次の振興計画が審議委員さんの皆さん初め多くの皆さんの努力でスタートしておるわけでございますが、自立計画といわゆる6次計画との関連性はどのように捉えたらいいのでしょうか。

そして、最終的に自立とは何かということを考えてみますと、自立計画に挙げたことを最終的に実行して自立が成り立つ、このように理解するわけでございますので、ぜひ村民、村一緒になって取り組むことが最終的に重要である、このように考えるわけでございますので、そこら辺、自分の気持ちを申し上げる中で今の答弁をいただければと、このように思います。

○議長（尾岸健史君） 村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（宮下利秀君） 自立計画の今後の考え方でございますけれども、当初にも若干触れさせていただきましたけれども、自立計画ですが、これにつきましては麻績村の振興計画ですとか過疎自立促進計画も基本に据えて、財政状況が厳しくなってきたというところでこの実施に向けて計画をされた計画であるというふうに認識をしております。

今回新たに第6次振興計画が策定されておりますので、今後も大きな財政状況とかいろいろな環境変化がない限りは第6次振興計画のほうで継続してまいりたいというふうに考えております。

また、自立計画につきましては、この計画の中の内容で全てをやるということではなくて、財政状況を改善してまた違った方面に行く部分もあろうかと思っておりますので、振興計画なり過疎計画、村の振興に向けて必要なものは実施をしていくということになろうかと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○5番（塚原義昭君） わかりました。これからさらにやることが多いというふうに理解しますので、ご努力をお願いしたいと思います。

それでは、3点目の質問に入らせていただきます。地方交付税についてでございますが、内容は普通交付税について質問いたします。

予算編成期を迎えていると思っておりますが、事業を進める上で歳入見込額が重要だろうというふうに思います。経済情勢なり国・県の方策、諸情勢等を考慮しながら大変な作業になっていると思っておりますが、不透明な要素の中ですが、より精度の高い積み上げができれば事業も進展するのではないかと思うわけでございます。歳出の主眼は当然事業推進であります。また、将来に向けての健全財政化も図っていくこともあわせ持つことも理解します。

そこで、24年度決算結果も公表されまして、歳入の約53%が地方交付税です。したがって地方交付税の見込額が事業推進量を左右すると考えられるわけですが、24年度をとって見て、地方交付税の普通交付税と特別交付税を含めた当初予算が11億6,000万円、補正予算を組み最終的な決算額が14億円となっています。その差が2億4,000万円増の、当初からしますと2割増しとなっているのが実態です。

地方交付税には普通交付税と特別交付税がありますが、一般財源として使途できる普通交付税の積み上げの精度をもう少し高めることができるかどうかということです。

要は普通交付税の予算計上が適正かどうかということの質問になるわけですが、当村として当初予算設定時に普通交付税を調整して留保財源を確保していると思いますが、どの程度にするかは村の考え方であり一定額は必要で補正予算もあることもわかりますが、その額が適正であるかどうかということです。これらの余裕なりゆとりを持った編成が当然なのか、どの程度がいいのか、また余裕、ゆとりになるかは不明であるかもしれません。

会計管理人サイドとしての考え方かと思いますが、我々には当初予算から見えませんが、予算執行上はかなりの額が存在し収支結果にもあらわれていると理解しました。過去数年の数値を見ますと、何かもう少し普通交付税の当初予算の精度を上げて計上しまして事業へ使えるのではないかと想定するわけです。加えて歳出の当初予算の精度を上げることにより、より効果的な予算編成が可能になるのではないかと考えます。

したがって、当初予算の歳入歳出の意義は重いものがあるのではないかと考えますが、あわせて見解をお願いしたいというふうに思います。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 地方交付税についてのご質問ですが、やはりおっしゃられるとおり、麻績村における歳入の半分以上と申しますか大きな部分を地方交付税が占めておることです。そして、この地方交付税で当初予算編成の段階で、すなわち12月から来年の予算をもう組むわけですが、12月の段階で翌年度の数値をしっかりと把握してやるべきだというご意見でございます。おっしゃられることはもったいなことであるわけです。

しかし、今日の行政は大変今複雑になっております。制度等につきましても猫の目のように変わっているわけです。そしてまた村としても次年度の計画、向こう3カ年の具体的な計画を持ちながら、まず1年目についてのという思いの計画があるわけですが、これらは当初予算の段階で盛り込めない部分がある、大分あるわけです。それから年度途中にし

て、ようやくそれが確定するというようなこともあるわけです。

でございますから、当初予算で1年間の計画を全て盛り込むということは大変難しいこと、また、それにこだわってしまうとできることもできなくなってしまうという、こんなこともあるわけであります。でございますから、いわゆるそういったことにも耐えられる予算を常に考えていなければいけないという、これは予算編成のテクニックでもあるわけです。

そのようなことから、大きな収入となる交付税でございますが、こういったものにつきましてはある程度余裕を持ちながらやっていくというのがいわゆる財政の健全化を維持していく、そしてまた弾力的な運用をしていく中では必要なことだと考えておるわけであります。

そういったことで、当初予算に全て盛れないかということについては、これはまず技術的にも難しい面がございます、つかめないということであります。そしてまた、そこで全てを盛ってしまうと年度途中で決定したことでもできなくなる、こんなこともあるわけでございます。そういったこともご理解をいただきたいと思うわけでございます。

ご質問は細部にわたっておりますので、詳細を総務課長のほうから答えさせていただきます。

○議長（尾岸健史君） 総務課長。

○会計管理者兼総務課長（清水 清君） 私のほうから補足をさせていただきます。

地方交付税につきましては、地方公共団体の財源の不均衡を調整し、どの地域に住んでも一定の行政サービスを提供できるように財源を保障するためのものがあるわけでございます。国税5税の一定割合が地方交付税としての財源に充てられておるわけでございます。

麻績村におきましても、先ほど議員さんがおっしゃられたように、歳入比率の50%を超えておるといいう状況でもあるわけでございます。交付税の占めるところが大きいところであるわけでございます。

普通交付税の交付月は4月、6月、9月、11月の年4回でございます。財政運営においてはそれぞれの市町村の手法の違いがありますが、算定に当たっての日程につきましては、算定基準が国で決定をされ示されるのが7月の上旬でございます。その後、村ではその基準に基づきまして算定をし、県のヒアリングを受け、7月の末、あるいは場合によれば8月の上旬にはほぼ普通交付税の交付額が見込まれるというような状況下であります。当初予算編成時には内輪に見込んでおるといいう状況でございます。

当村では、10月以降の補正予算に充当し、12月の補正に交付決定額を未計上額を全て計上する手法をとっておるといいう状況でございます。

また、特別交付税につきましては、特殊財政事情によりまして当初予算ではルール分を内輪に見込んでおるといふ状況でございます。特別交付税は、交付月は12月と3月の年2回でございます。

いずれにいたしましても、計画行政の推進と健全財政の堅持を基本姿勢として考えておるといふ状況でございます。

参考までに状況を見ますれば、東筑の状況をお話をさせていただきますと、普通交付税で当初予算額計上が約90%の前半、これは麻績村を含めると3村でございます。また、80%中ごろが1村、それから70%後半というところが1村でございます。また、未計上額が12月の議会までに計上される村は、麻績村を含めて2村でございます。その他の村におきましては3月までの臨時的な対応のための保留財源として確保しておるといふような状況でございます。

また、特別交付税につきましては当初予算から計上している村は麻績村も含めて3村でございます、3村ともルール分を内輪に計上しておるといふことでございます。3月決定後、補正対応で全て計上をしていくということで、それぞれ5村とも財政状況も異なりますが、多少の違いはございます。

状況としてはそんな状況でございます。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○5番（塚原義昭君） 大変細かに調査をいただいて報告いただいたということで、現状の予算編成が精いっぱいだというふうに理解せざるを得ないかなというふうな感じもしたわけでございます。できるだけ努力をいただいて、これから質問に入ります内容に向けて予算を算出していただければありがたいと、このように思うわけでございます。

その件は特に歳入見込みが立つならばということをお願いしたかったわけでございますが、区なり住民からの要望事項が数百件近くあるという話を聞いておるわけでございますが、それを対処するには先5年から10年も歳月が要するものもあると、なかなか取り組みができないでいると聞いておるわけでございます。これらに少しでも対応できないかと思うわけでございますが、要望事項全てが採択されるものかわかりません。県または国の事業を採択しなければならない案件もあるかと思ひますし、また、住民に理解をいただかなければならないもの等、詳細はわかりませんが村民の強い要望、声ですので、判断を早くしてどんな対処ができるか、予算編成時に細部の検討をどの程度行っているかということが第1点でございます。

そして、村として村の事業としては優先して考えるべきである、このように思うわけござ

ございますが、これら要望事項全体を取りまとめている部署はあるのでしょうか。それとも各課へ任せているのでしょうか。

私が考える中では、これらの問題は企画調整部署を決めて年次計画を立て、村民の皆さんの身近な課題でございまして関心も非常に高いわけでございますし期待も大きいわけでございますので、できる限り村民の皆さんに満足いただくべきではないかというふうに考えますが、含めまして答弁をお願いしたいと、このように思います。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 現在村民の皆様から多くの要望を頂戴しておるわけでありまして。今おっしゃられたように数百件、細かいものまで入れると数百件の要望があるという中で、実はこういったものをどういう形で対応していくかということでございます。できるところから対応させていただいておるわけでございますが、実は今、麻績村を総合的にどう考えていくかということにつきましては、もう既にことは終わりましたけれども11月には全課現状の事業ヒアリングというものを全体でやっております。これは現在の事業の進捗状況、それから課題等を含めて理事者とともに検討するという、もう全課それをやるわけでありまして。そしてまずこれをやる。そして、その後新年度に向けての計画等を見ながら予算編成に入っていくということもあります。それから、さらにそういった中から県・国等へ強く要望していかなければいけない点等についてはそれぞれまとめていくということになっております。そういった段階でそれぞれ課を振り分けていくということを今やっておるわけでありまして。そういった中で全体を見る中で大きな課題、これを集中的にやっということうことで翌年度の予算に盛るといようなことをやっております。

それから、さらに県等へ要望したことにつきまして、いわゆる決定すればそれにすぐ対処できるというような体制もとっていかねばいけないということでございます。具体的に申し上げますと、国道等の県が対応する部分、いわゆる地元負担金の必要な事業等があるわけでありまして、こういったものにつきましては、県のほうで採択があれば村もその負担金が出せるというような対応を常にとっていかねばいけないということでありまして、それから今全村で大きな要望となっておりますのが、全村挙げての土地改良地域の水路の改修、こういったことにつきましては制度を使ってやっということうことでございまして、こういったこと、それから道路の改修、それから防災施設、こういったことにも意を配して進めていくということを今進めておるわけでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（尾岸健史君） 振興課長。

○振興課長（飯森 力君） 時間もないということでございますので、簡単にご説明、補足をさせていただきます。

村民また地区からの要望につきましては、ほぼ9割方振興課の関係が多いということで、とりまとめということではございませんが振興課のほうで対応させていただいている部分で、地区の要望につきましては区長さん初め役員の方々等が村長に要望にまいますので、そんな中で対処をとらせていただいているという部分でございます。

そんな中でも、県・国の関係はやはりそれは上へ上げていくということ。それと、今村長が申しあげましたとおり、大きな中での工事等の改修につきましては、それなりの補助金を使うために国の補助金等の模索をしながら進めていくという形になります。

あと、直接生活にかかわる部分で小さいものから始めますとやっぱり数百件のものがございしますが、年間大体処理できるのが40件から60件ぐらいしか処理ができない。ただし、毎年上がってくる要望につきましてはそれを上回るということでございますので、いつまでたってもなかなか整備が進んでいかないのが現状でございます。

そんな中でも緊急性、またこれを初めにしなければ次の災害につながるとかという部分につきましては、できるだけ早く処理をさせていただきたいというふうに思っております。ただ、そんな中でやはり小さい工事だと業者を頼むと非常に経費的に高上がりなものになって、もう一つできるじゃないかというような金額にまで達してしまうというような状況もございます。

そんな中で村としては地元で対応できる部分、例えば側溝1つ割れているがそれを変えてくれということに対しては、地元のほうで何とか材料を支給しますのでちょっとやっていただけないかというような、地元でも対応できる部分は地元でぜひともお願いしたいということで、要望等についてお応えをしている状況でございます。

そんな中で、なかなか要望に対しまして件数が減っていかないのが現状だということで、ご報告申し上げる中で補足にかえさせていただきます。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○5番（塚原義昭君） わかりました。

前向きに取り組んでいただいているということを理解いたしましたので、住民の声でございますので、さらに努力をいただきたいというふうに思います。

時間になりましたので、以上をもちまして私の質問を終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（尾岸健史君） 5番、塚原義議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 坂 口 和 子 君

○議長（尾岸健史君） 続きまして、7番、坂口和子議員の一般質問を許可いたします。
7番、坂口議員。

〔7番 坂口和子君 登壇〕

○7番（坂口和子君） 坂口です。

私は、さきに通告いたしました2件について質問いたします。質問事項1は子育て支援事業について、2は麻績の学舎の活用についてです。

子育て支援事業のうち、今回は特に乳幼児支援に関することに絞りました。それは、これまで乳幼児の母子ふれあい事業、麻績村ではおもちゃのおうち、一番身近に行っているものです、の活動について、若いお母さん方との余り交流がなかったためにお母さん方の悩みや要望、考えが掌握できていませんでした。最近積極的に現場に参加していろいろな考えや意見を聞きましたので、それらを中心に質問いたします。

質問2は麻績の学舎の活用についてです。

いずれも質問要旨に従って一問一答方式で自席で行いますので、戻らせていただきます。

それでは、要旨1のうち乳幼児の母子ふれあい事業の現状と課題についてです。

その1、まず遊び場の整備についてです。

遊び場についてですが、現在1、2、3歳児等小さな子供が安心して思い切り遊ばせる公園が村内にはないとのことでした。村内にも遊園地と称する場所は学舎の東側、聖高原遊園地、ゆりの木公園等ありますが、現場で子供の遊ぶところを見ていると、どこもよちよち歩きでは転ぶとすぐけがをしそうな地面、遊具は保育園児には適するが未満児には高過ぎて合わない等がわかりました。

しかし、それらの公園の中でお母さん方に歓迎されているのが唯一ゆりの木公園で、あそこは常に芝生が短く刈られていて環境もよく、水道、休憩所、周囲には適当な木陰もあり好評でした。ただ、遊具の整備については不十分で、ブランコの高さも高過ぎる、それからブランコには背もたれがないということで、1、2歳の子供にはちょっと適さないということでした。またいで乗る遊具も高過ぎて遊べないとありました。

もう一つは、あそこにトイレがないことです。下のグラウンドのところには高齢者の皆さんが使って、ゲートボールに使ったりしていたトイレがあるそうですけれども、それが自由に使える状態ではないということで、お母さん方の中ではトイレがないということが非常に懸念されておりました。

その点、筑北村の公共遊園地は坂北にあるのですけれども、遊具も整っているのも非常に魅力的で、いつでも遊びにいきたいけれどもやはり他村の人が行くと余りよい顔をされないので、そのような悩みを聞きました。

この点について遊具、それから遊び場所のトイレ等も含めて改善の意向はあるかお尋ねいたします。

○議長（尾岸健史君） 答弁を求めます。

高野村長。

○村長（高野忠房君） 子育て支援につきまして何かご理解賜っておりますこと、感謝を申し上げます。

子育て事業の推進につきましては、若者定住施策、これを進めるに当たりまして大変重要なことであると考えております。今後も引き続きまして限られた予算の中で優先すべき事業は何かしっかりと見きわめながら、その事業の推進に努めたいと思っておるわけでございます。

ご質問の内容が詳細にわたっておりますので、教育長並びに担当課長から答えさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（尾岸健史君） 塚原教育長。

○教育長（塚原勝幸君） 今のご質問でございますけれども、子供たちが安心して遊べる野外での公園等の整備というような形でございますけれども、今議員さんがおっしゃられるとおり、麻績村においても聖高原、あるいは日向のゆりの木公園、また学校前のちびっこ広場等々、各所にそれぞれの公園があるということでございます。

公園につきましては、子供たちの幼児期から小学生まで遊べる公園というような形の設定というふうな形でございますので、どうしても幼児専用というような公園にはなっていないというようなことで、そういったおもちゃのおうちのお母さん方からのご意見は出ていたことも承知をしております。おもちゃのおうちのお母さん方と幼児を育てる未就園児のお母さん方とのそういった懇談につきましても、村長さんを交えて懇談をしているというような形の中においては、いろいろなそういう要望というものもお聞きしたり、また、子育ての大変

さというものもお聞きしているというような状況でございますけれども、そういった公園についても伸び伸びと安心して、それでなおかつ子供たちが寝転んだり起きたりというような形で遊べる公園というようなことも言われているわけでございますけれども、実際的には今現状の公園の充実を図る中で対応を図っていければと思っているところでございます。

それぞれの公園は管理課が違いますので、それぞれまた住民課のほうからもお答えすると思っておりますけれども、それと同時に遊具の問題につきましては今大変安全基準という部分で大変厳しくなっているというような部分がございますし、また事故が起きればこれは管理責任というようなことでございます。小学校の校庭を見ていただいても、以前はいろいろな遊具があったんですけれども、現状の中においては取り外しとか廃止とかというような形で、いろいろな遊具が危険だということで取り壊しが行われてございます。

そういった公園に設置する遊具等についても、ブランコ一つとっても、ブランコをこいで乗っている友達のそばに行った友達がその下に巻き込まれるとか、そんな形の中で全国では事故が起きているということになれば、そういったブランコ自体も危険ではないかとか、回りブランコ等についても、要するに子供がぶら下がっていて、それを回してはね飛ばされたとか、いろいろな部分があるから危険じゃないかとか、いろいろと今そういった部分では遊具の危険性というのが全国でうたわれてございます。

そういったものになりますと、どうしても安全確保というような遊具、誰でも使ってもまあまあ無難でけがのない遊具かなというようなものの設定というふうなことになりますので、どうしても遊具の数、あるいはその子供子供の適正に合った遊具が配置できないというようなことでございます。強いて言えばオールラウンドに子供たちが使えるものというような形になってしまうわけでございますけれども、そんなところでご理解いただければと思うところでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（尾岸健史君） 住民課長。

○住民課長（柳原俊文君） 住民課管轄でございますゆりの木公園の関係につきましてお尋ねがございましたので、お答えしたいと思います。

まず、ゆりの木公園につきましては、対象の児童といいますが、その関係につきましては残念ながら乳幼児のほうは対象とさせていただきます。それ以上の方ということでは対象で当初つくらせていただいたというふうになっております。

また、トイレの件でございますけれども、残念ながら現在のところ、その公園内には常設のトイレはございません、おっしゃられるとおりでございます。

今後につきましては、教育委員会等とご相談をかけながら第2公民館を使えるような形ができれば、そちらのほうのトイレを使わせていただくなりということで開館をしていくというようなことも視野に入れながら協議をしていきたいと思っております。ただ、常設をするにはちょっとまた財政の関係がございますので、そちらについてはちょっと長期的に検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） ただいま伺った答弁の中で、このお母さん方と村長または教育長も含めて懇談会を適宜行っているというようなお話でしたけれども、そのような中で今私が質問させてもらった遊具の件も出てはいなかったのでしょうか。

また、出ていたとしても、今教育長の答弁のような危険防止の観点からなかなか遊具が設置できない、それだったら子供たちはああいう遊具を使って遊ぶということができなくてもいいという解釈になるのでしょうか。私たち子供のころはそれこそ自然の中で、または実際に子供を育てる間でも、幾つかの遊具を使いながら楽しい子育てができたと思うんですけれども、今の危険防止の観点からなかなかできないということが主体性になると、これは子育てにかえて非常にマイナス点になると思っておりますけれども、その点はお母さん方との話し合いの中でそういう危険防止についての配慮をいただきながら前向きに設置をするというようなお考えは今まで話し合いの中でなかったのでしょうか。

○議長（尾岸健史君） 塚原教育長。

○教育長（塚原勝幸君） お母さん方との懇談の中では子育て全般というようなことで、そういった一つの中にそういった遊具という部分もございます。

遊具が全部だめという部分ではございませんので、やっぱり本来ですと子供たちは自然の中で、なおかつこの麻績村の大自然の中で活動していただくというのが一番のいい活動ではないかと思っております。しかしながら、現在の中においてはこんな自然がありながら山、それから川等へは危険というようなことで、どうしても子供たちだけで遊ばせるということが不可能というような部分でございます。そういった中でおみっこくらぶとかいろいろな部分で子供たちの活動を支援しているわけでございます。

そういったお母さん方の中のそういう遊具等については、やはり自然的な遊具、強いて言えばあそこのちびっこ広場にもございますけれども、ロープを使ったりとか、ある程度木を使ったりとかという形の遊具が置いてあるわけでございますけれども、ただ、今危険という

ものについてはそういう今までの中で全国的に判断事例でこういった部分については巻き込み事故が起きたとか、それからこういうものについては子供が転落したとか、そういった危険性のものは極力外させていただいているということでございます。

ああいう形の中で実際的には自然の木を使ったもの、あるいはロープを使ったものとかいろいろな今遊具があるわけでございますし、また、ゆりの木のほうにおいても低い滑り台とか、そういった実際的に安全性的なものについては整備をさせていただいているということでございます。

実際的にそういった小さなお子さんの、強いて言えば幼児が乗るといような遊具、幼児が1人で乗るといような遊具がなかなか見当たらないというのが実情でございます。実際的にはお母さんなり保護者がついて遊ばせるというのが基本的な体系になるかと思えます。

また、実際的にはそういう要望の中で、あるいは今住民課長も申し上げたとおり、幼児からある程度高学年までみんなが遊べる広場といようなことで設定がございまして、そういった部分では幼児専門のそういう遊具といような部分はないと思うわけでございますけれども、ただ保護者がついて一緒にやれば、幾らでも遊べる部分はあるということで認識しております。

以上でございます。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） 今、遊具の高さの問題等を含めてですけれども、逆にゆりの木公園にあるお馬さんみたいなまたがせて遊ぶ、その遊具の高さより保育園の遊具のほうが低くて、保育園園開放等でお母さん方が行って遊ばせているところを見ると、このぐらいの高さがいとか、それから先ほど申し上げましたようにブランコ等も、もう少し低くしてブランコで遊ばせるとか、原則的には先ほどの住民課長の答弁の中であそこが乳幼児対象ではないということをお話されましたので、今まではそういうことで設定をされていたかなということも理解はできますけれども、せめて先ほど言いました今の現状ある3公園のうちの1つぐらい、特にゆりの木公園については非常に好評ですので、あそこ1つぐらいは、むしろ乳幼児専門の遊び場としてもう一度遊具を含め環境整備をしていただくような積極的なお考えはないでしょうか。

○議長（尾岸健史君） 住民課長。

○住民課長（柳原俊文君） 先ほども申し上げましたとおり、今後の検討課題ということにさせていただければと思えます。早急にやれということになりましても、やはり財政がござい

ますので、計画的にということで検討させていただければと思います。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） 村長に伺います。

子育て支援の大きな柱としていますので、このようなせっぱ詰っている村民の声については財政的で最先端として早急に取り組んでいただきたいと思いますが、その心構えはいかがでしょうか。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 先ほど教育長のほうから、お母さんたちとの懇談会という話が出たわけですが、実は前回は行われた内容のものは、どちらかというと遊園地というよりももっとほかのご要望のほうが強かったんですね。

具体的に申し上げますと、今遊ばせる場所ですね、室内の場所の要望のほうが強かったんですね。屋外というよりも、屋外は芝生があればそこで自由に遊べるというようなことでしょうかというふうに私は理解しておるんですね。でございますから、今考えておりますのは室内のご要望の強い遊び場、そちらを何とか考えていかなければいけないんだろうなと、こう思っております。これらについては新年度考えていけるのかなということで、今内部のほうで、教育委員会のほうで今検討させていただいております。

それから、教育長が申しあげました遊具というのは大変難しいんです。教育長も申しあげましたが、いわゆる管理責任ですね、今非常に難しいことになっております。つくるだけでしたら一時的なお金を出すだけでいいんですけれども、通常の維持管理、それからそれを遊ばせるというときの責任を誰がとるのかとか大変難しい問題が出ております。そんなことも今後、今住民課長が言ったように今後の課題だということでございます。

それから、さらにご質問でございますが、ゆりの木公園だけを幼児専門にせよということでございますが、実はこれをすると、あそこの公園はそれ以外の方が大分利用されております。特にそれよりももっと上の子供たちですね、その子供たちもあそこを使っておりますし、それから今おみっこ元気くらぶという、この子育ての事業が大々的に行われておりますが、この事業の中で幾つかがあそこをベースにして行われているのが大分あるわけですね。そういったときにもあの公園を利用されているということもあるわけですので、子育て全体の中で今後検討しなければいけない問題だなと、こう受けとめさせていただいております。貴重なご提言ということで、きょうはお聞きさせていただきます。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） それでは、それについてはよろしく願いいたします。

続いて、今村長の答弁の中でもちょっと触れましたけれども、次の要旨の中の仲間づくりの拠点についてです。

現在おもちゃのおうちは毎週木曜日、原則毎週木曜日を指定日として、屋内場所として交流センターのプレイルームを拠点にして、お母さん方がお世話役を決めたり、あとは支援スタッフとして協力隊の2名の方、または住民ボランティアと、それから2カ月に1回は保育士さん、それから保健師さんも参加して、母子の様子を見たり子育ての相談を受けたりして親子の支援をしているのが現状です。それから、プレイルームの使用は児童クラブの子供たちが使用するまでの午前中が中心で、室内の遊具、本類も乳幼児が専用に使えるスペースが少なく、常に児童クラブの間借りをしているような肩身が狭い思いをしているということがお母さん方のご意見です。

実際私も子供たちの状況を見ましたら、書棚のある本ですね、本を自由に引っ張り出して開いているんですけども、見れる絵本ではなくて小学生用の絵本であったり、または道具についても小学生用の道具もあったり、また幼児用の道具もあったりして混在しているというのが現状です。あそこのプレイルームでおもちゃのおうちをやっている場合でも、母親はそういう室内にある小学生用の道具や本を傷つけないように追いかけて回しているというのが現状です。

したがって、時間内に母親同士のコミュニケーションの時間がなかなか十分持てなかったり、それから子供を自由に飛び回せるには十分できていないと思います。遊具、絵本などはもっと豊富に、それから絵本も子供に合ったもの、少々傷つけても汚しても子供たちが興味を持てるような環境にしなくてはいけないと思います。

1歳児には実際にブックスタート事業も行われております。そういう小さい子供のときから本に親しみを持たせるという環境を村の事業として進めているにもかかわらず、一方、自由に本と触れ合える環境がないということは片手落ちになるのではないかと、乳児から本に触れさせることは情操教育にも大切だと思います。

おもちゃのおうち、また若いお母さんたちの仲間づくりの拠点として、いつでも使いやすい場所について、麻績の学舎も含めて場所を考慮する考えはないでしょうか。現在福祉センターの2階の和室とか保育園とか保健センターの健診室等も村からは提示されておりますけれども、実際的にはお母さん方としては使い勝手が悪いということを知っております。これからのおもちゃのおうちの拠点として、もう少し使いやすい環境を整えていただきたいと思います。

いますけれども、その答弁をお願いいたします。

○議長（尾岸健史君） 教育長。

○教育長（塚原勝幸君） 今のご質問でございますけれども、おもちゃのおうちの活動に対するいつでも自由に使える施設の構築というような形のご質問かと思えますし、また、そういった場所が欲しいというような、そういったおもちゃのおうちの保護者のご要望を議員さん自身がお伺いしての質問と思うわけでございます。

現在おもちゃのおうちにつきましては保育園の入園前の子供たちが活動をしているわけでございますけれども、特に子供たちに対する親の情報交換が自由にできる交流の場所、あるいは母親等が子育てのストレスを解消するための親同士の仲間づくりの場所というふうな形で行われているわけでございますけれども、特に地域交流センターを主体として活動しているというような形でございます。今言われたとおり、毎週木曜日にいろいろな事業が設定されてございます。特に交流センター、あるいは外へお出かけになるとき、それから第2公民館を使うとき、いろいろでございます。

そういった中では、おもちゃのおうちの皆さん方に交流センターだけでなく保健センター、あるいは福祉センター、それから保育園、それから図書館のプレイルーム、また麻績の学舎等々のそういった活用については、どこを有効に活用いただいても問題ございませんというような形でお話をしてあるところでございます。

今言う児童クラブというような形の中で実際的には3時ごろから児童が来るということで、それまでにおもちゃのおうちのお母さん方については片づけをしてそこを出なければならぬということに、時には時間的なものが長くなるということから時間をいまい少し延ばしてもらえないかというようなご要望でございます。こういった部分につきましては、今交流センターのプレイルームの活用につきましては児童クラブも含めて総体的にちょっと検討させていただいているところでございますので、極力おもちゃのおうちの皆さん方に添うような、そういう部分も今後の検討課題として協議を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） ぜひ前向きにそのことは取り組んでいただきたいと思います。

それでは、次の要旨の中の保健師、保育士、支援相談員のかかわりについてというところに触れます。

現在の乳幼児親子ふれあい事業としてはどのような種類があるかということをお聞きしましたら、筑北村との共同事業として住民課のほうで対応しているものに親子リラックソヨガとか、それからベビーマッサージ、それから支援事業に対しては遊びの教室があるということをお聞きしました。

現在の麻績村のおもちゃのおうちのかかわりについては、保育士、保健師、支援相談員とのかかわりがちょっと薄いように思います。むしろ当初申しあげました今は協力隊の子育て支援のお2人とか、それから住民のボランティア、時には民生・児童委員さんも加わっていただいているようでしたけれども、こういう保健師、保育士、支援相談員のような専門家がかわっている回数が非常に少なく、2カ月に1回と聞いております。このかわり方についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（尾岸健史君） 塚原教育長。

○教育長（塚原勝幸君） 今現在は筑北村と、あるいは村の中で行われているそういった幼児の各種事業等々に、ある程度保健師、あるいは保育士、また支援相談員のかかわりというような部分がございますけれども、保健師におきましては、幼児期の子供の健康を支え、子育てサークルなどと深くかかわり常に子供たちの様子を気遣って体調等を観察する中でそういったものにかかわりを持っていると思われまして、また、保育士につきましてはゼロ歳から入園してくる園児の健全な心身の育成など保育のサービスに徹底をしているというようなところでございます。

また、麻績に置いております子育てコーディネーター等につきましては、幼児期、保育園、小学校、中学校の子供たちの活動により深くかかわりまして健全育成に努めるとともに、保護者の様子、子育てに対する保護者の不安等の解消、あるいは相談に乗ったり子育てする子供たちの適正な指導というような形でかわらせていただいているというのが実情でございます。

そういった形の中で、今、よりそういった活動の中へこういったそれぞれの保健師、保育士、支援員等のかかわりを深く持って、もう少しよりよい子育てをとというようなご意見でございます。そういった中におきましては、極力そういったサークル等とのかかわりを強くする中で、幼児期の子供たちの様子を的確に捉えて成長過程におけるそういったいろいろな課題の解決に向けて取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（尾岸健史君） 住民課長。

○住民課長（柳原俊文君） 住民課から若干補足説明をさせていただきたいと思います。

先ほどのご質問の中でありましたとおり、毎回保育士、それから保健師、それから支援員ということでのかかわり合いはということでございますけれども、先ほど坂口議員がおっしゃるとおり、年に6回のかかわりということでは今現在はかかわっておらないわけでございますけれども、ただ、保健師におきましては相談がある場合につきましてはその都度お母さん方からのかかわりは持たせていただいているというのが現状でございます。

ただ、残念ながら保育士の関係がかかわりがなかなか持てないということ。といいますのは、やはり保育園のほうに保育士がほとんどといいますか全ていらっしゃいますので、そちらのほうから派遣するというような、そう言うては何でございますけれども、筑北村のようなそういう体制にはなっていないということは言えるかなというふうには思っております。それも今後の課題ではあるかというふうに思います。

ただ、就園指導の相談員等につきましては、先ほど教育長が申し上げましたとおり、ある面におきましていろいろな相談に乗っている、または外の例えば県の機関等につきましてもかかわりをつなげてそれぞれの相談に乗っているというような状況をつくらせていただいているというのが現状でございます。よろしく願いいたします。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） それでは、続いて、要旨2に移らせていただきます。

今までの要旨の中とかかわっていきますけれども、要旨2については筑北村との交流及び総合支援についてです。

今回、私がおもちゃのおうちのお母さん方と接している折、お母さん方から筑北村の親子ふれあい事業をぜひ見学してほしい、できることなら筑北村と一緒にやらせてほしい、事業の内容が麻績村とは全く違い非常に魅力的である、若者定住対策として住宅ばかりをつくっても実際に住んでいる自分たちが子育てに不安を持ち、この村で安心して子育てができる環境にないとみんな村から出てしまう、特に村外に勤務をしている家族にとっては、商店もだんだん減り、その上子育て環境に魅力がなければ村内に住む気持ちにはなれないと、相当強い口調で不満や要望が出されました。

そのことがあり、私は過日筑北村の支援センターへ見学に行かせていただきました。その日はたまたまお誕生会ということもありましたけれども、旧3村から親子で35組の人が来ておりました。非常ににぎやかでした。平日でも10数組は毎日来ているということです。筑北村の場合は毎日支援センターで利用ができるようになっておりまして、ただし午後はやはり

児童クラブが使いますので時間は原則的には午前中という制限があるようではありますが、平日は毎日自由に参加ができるということ。それから、スタッフは支援センター長を頭に、この支援センター長は保育園長の経験者ですが、のほかに常勤職員、臨時職員を含め保育士が複数かかわって五、六名が職員としてかかわっておりました。それから、サイド的支援には社会福祉士、それから支援相談員、健康面を含めて保健師等がバックアップしているという現状です。センター内には乳幼児専用の小さな低いトイレもあったり、また書棚も幼児用の書棚、遊具、それからおむつ交換のスペース、睡眠用のベッド2台、オルガン等、見るからに親子で伸び伸びと遊んでいる状況が実際に見れておりました。

また、親同士もコミュニケーションがとれておりまして、ここに来るのが非常に楽しみだという声を聞きました。これには出生したときに、子供さんが生まれたときに、その家庭へすぐこの支援センターからこういう事業を行っているという情報を流しているそうです。そのことによって参加者がふえているということです。

これに関しまして特に私が要望いたしますのは、お母さん方から出ておりました筑北村と一緒にやらせてもらえないかという声、現在保健衛生事業では筑北村との共同事業があって、それぞれ負担金を出しているのが現状です。ですから、この事業も共同ではできないか。先ほどから幾つかの質問者がありまして筑北村との連携、または共同、合併等にも絡んでくる村長方針にもなると思いますけれども、このことも含めて、村長は筑北村との友好関係の中に共同事業の拡大強化、住民交流の推進をうたっていますので、こういうことが近い将来取り組み方としてやってももらえないものかどうか、答弁を願います。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） まず、私のほうから答えさせていただきますが、筑北村との共同事務、こういったものはこれからも積極的に進めなければいけないと思っております。福祉の面、住民福祉の関係ですね、それからいわゆる子育ての面、それからさらに交通手段、足の確保、こういったことも進めていかなければいけないなど、こんなふうを考えておるわけです。

今、ご提案のあったこと等も当然含めながら、それからさらにこれからの授産施設のあり方とかいろいろな課題があるわけでありまして。こういったものをそれぞれの両村でやっていくことも必要ですし、あるいは共同でやっていくということも検討していかなければいけないということでもあります。そういうことを幅広く検討していきたいと思っております。

いずれにいたしましても、今お隣の関川村長さんと話をしておりますのは、麻績村の村長選挙が終わりましたら、まず両者でいろいろなことを語ろうと、そんなことを今話をしてお

るわけであります。いずれにしましてもこれからいろいろな幅広い共同事務を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） 了解しました。期待しております。

それでは、ちょっと関連質問でお願いしたいんですけども、筑北村では先ほど言いましたように子育てについての一連のもの、教育委員会事務局こども支援課というのが独立しております。また、出生から中学3年生までの一連を、いわゆる子育て全体組織の中で支援しております。また、このような教育委員会傘下で子育て支援が行われている市町村は県下にも多くありまして、私も何年か前に子育て支援は出生から中学生までということで当時の一般質問では塩尻市を参考にして提案したことがありました。

そのとき、当時は職員を含め組織化はできないと言われておりましたけれども、本年度からその一部として保育園が教育委員会傘下になり、現在小学校との連携を含め、現状は非常に成果が出ていると感じております。

したがって、今後はぜひ出生からの一連が支援できる体制を整えていただき、教育委員会傘下にこども支援室を設置して、保育士、保健師、支援相談員等専門職員の配置を含めた体制にしてほしいと思います。若いお母さん方の声のごとく、それがなくては真の意味の子育て支援、子供をふやす施策にはならないと私も感じております。子育てについてはおなかに宿ったときから、そして生まれ赤ちゃんのときから、やはり子育ての対象となる中学3年生までを一連的に総合的に行政施策として行っていくのが本当の意味での子育て支援事業になり、子供をふやす施策となり、麻績村の魅力になるのではないかと思いますけれども、このことについてはいかがでしょうか。

○議長（尾岸健史君） 教育長。

○教育長（塚原勝幸君） 今言われましたとおり、乳幼児期から義務教育課程まで、一貫したそういう教育がというようなご質問でございます。

今現在におきましては、昨年からは保育園のほうを一応教育委員会の中に含めまして、保育園から一貫して小学校、中学校というような形で、それぞれ入学時のギャップがないようにスムーズにランニングできるようにというような形の中で今取り組みをしているところでございますし、また、それにあわせていろいろと子育て支援という充実に向けて、支援を要する子供たちの充実というような部分も踏まえて今実施をしているところでございます。

そういった感じで、今後乳幼児、未就園児のそういった部分もというような部分でございますけれども、やはり今現状の中においてはすぐというようなものは大変難しいというような考えを持ってございます。といいますのは、いずれにしましても福祉的子育てと教育的子育てにつきましては国のほうも省庁が違うという、補助金からいろいろな部分が違ってくるというような部分がございますし、また、それぞれ保育士、また保健師を設置して教育委員会の中に別室をつくって子育て支援をしていくというようなことになると、先ほどの質問の中にございましたけれども、役場の職員総勢で47名というような形の中で動いているというようなことがございますので、実際的にそういった部分で職員の余力があるかどうかというのは、これは村全体の機構改革の中全体で考えていかなければならないという部分もございまして、こういった部分でほか町村でそういう部分の取り組みをしているという部分につきましては今後参考にしながら、今後の将来的にどういう取り組みをしていったらいいかという部分で検討、協議をさせていただくというような形になろうかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） 今の教育長の話では職員体制を含めてということですので、その点、村長としてはどのようにお考えでしょうか。子育て支援の重大課題かと思っておりますけれども。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 子育て支援につきましては、それぞれの自治体でそれぞれ特色のあることをやっておられます。筑北村さんも、先ほどのお話のように、本当にすぐれたこともやっております。また、麻績村におきましては特別支援を要する子供まで麻績村が独自に受けてやるとかこういったこともやっておりますし、それから独自のおみっこ元気くらぶとか、こんなこともやっております。それから、保育園等を見ますとゼロ歳児からご希望どおりの形で受け入れたりということもやっております。保育園等ごらんいただきますと、もうまさに1人の園児に1人の保育士がついてやっているという、こんなような状況ですね、こういった面もあるということをご理解いただきたいと思いますね。

こういったことで、今限られた職員の中でという話が出たんですが、どこに力を入れていくかということだと思っておりますね。先ほども、前の方にも答えたわけでございますが、今何が一番求められているのかなと、そんなところに今重点を置いておるわけですね。乳幼児の支援ということ、これも非常に大きな問題だということはわかっております。

それで、今保育園の入園児が徐々に少なくなっておる状況ですね。そうなりますと保育士

さんが多少余裕が出てくるのかなということを期待しておるわけですが、そういった有資格のある方を新たな場所で子育てに充てるということは今後考えられるわけですね。そういったことも含めて来年度以降の人事とか、その辺についてはまた考えさせていただきたいなと思っております。

ただ、おっしゃられるとおりの子育て一貫の、今住民課でやっている分野と教育委員会でやっている分野と合体していけば、その部分についてはいいということはこれはわかるんですが、理解するわけですが、ただ、全体で見た中でいろいろな制度の中でそれが果たしてうまくいけるかどうか、また、麻績村のこの規模でそれだけの余裕があるかということもあります。

そういったことで、今、子育て支援連携協議会ですか、こんなことも独自の形でやっておりますが、こういった皆さんの考え方も聞きながら、よりよい乳幼児の対応、こんなこともこれから考えるのが、これからやっていくのが課題だと今受けとめているわけです。次年度以降、できるだけ乳幼児の対策も講じていかなければいけないと、こんなふうに思っておりますが、もう少し明確に話せるときまでしばらくお待ちいただきたいと、こんなふうに思います。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） それでは、やはりもう一つ関連質問ですけれども、筑北村も含めて県下の市町村では子供サポートノートが出生時に各家庭に配られているというケースが多いんですけれども、麻績村の場合は子育て支援事業に役立っている、そういうサポートノートのものは今あるんでしょうか。

○議長（尾岸健史君） 住民課長。

○住民課長（柳原俊文君） 残念ながらうちのほうは母子手帳の関係、あとは保健師からそれに付随するサブ的なノートのものという形で、それがサポートというふうに言われればそうですけれども、正確なサポート的なものというものは配布はしてございません。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員に申し上げます。

ただいま麻績小学校の6年生の社会見学で議会傍聴に入場されました。それにつきまして報道関係より撮影の申し出がありましたので、これを許可いたします。

それでは、坂口議員、続けてください。

○7番（坂口和子君） このサポートノートというのは、私も実際に見せていただいております。

すし、県のほうでも推奨しております。この内容をフルに活用すると非常にその子の一生の記録が非常に明細に出てきまして、いわゆる母子手帳よりは非常に価値が高いと思います。村の保健師さんに聞くと、ちょっと似たようなキッズノートというのがあるということは聞いております。ですから、それとほかの自治体で扱っているサポートノートとの比較もまた比べてみればいいかなと思いますけれども、いずれにいたしましても出生のときにそういうサポート的なものをお母さん方に渡ると、その活用をしながら子育ての悩み、または要支援の子供さんに対するアドバイス、または相談等ができるのではないかなと思っておりますので、その活用を積極的に進めていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（尾岸健史君） 教育長。

○教育長（塚原勝幸君） 今、筑北村さんのほうではそれぞれの子供一人一人にサポートノートというようなものを出生時にお渡しをするというようなことでございますけれども、実際に見させていただきますと、子供の成長を記入する成長日記というような形で、特に保護者のお母さんが記入しなければそれも明確になっていかないというような形でございます。これにつきましては、私どもとしては母子手帳がその機能をなしているんじゃないかなというような気持ちを持っているところでございます。

特に麻績村につきましては、今、麻績村は子育て支援連絡協議会においてキッズサポートカードというものを作成して、支援する子供のみならず課題を抱える子供について、幅広く乳幼児期からかわりを持つ保健師や保育園、小学校、中学校の特別支援コーディネーター、これは先生方でございますけれども、それと同時に村の子育て支援コーディネーター等が心身の状況や医療等の検査の結果、あるいは今後の訓練の状況等について細目について記録したカードがキッズサポートカードというような形になります。

これにつきましては、支援を要する子供たち、幼児期からもう本当に中学、また卒業したその後までこういう形で支援をしていこうというような形で今進めているところでございます。

これにつきましては、あくまでもそういった専門的な支援をする保健師なり保育士、あるいは学校の先生方が記入をして、どういった形でサポートしていけばいいかというような形で記入されたカードでございますので、子供に対する部分につきましては本当に子供を真に考えたサポートノートとなっているかと思えます。

これについては公表というわけにはいきませんので、実際的には私どものほうの子育て支援コーディネーターのほうが一貫管理をして、要するにそれぞれ検討会議をする中で今どう

いう状況にある、またこういうことでサポートしていけばいいんじゃないかとか、こういう医療にかかったほうがいいんじゃないかというような保護者の悩みに合わせる中で支援をしているというような事情でございます。

それぞれの機関が連携して課題を抱える子供たちの生きる力や自立する力、そして一番は社会参加に向けたそういったフォローでなければならないかなと思っているところでございます。

また、保護者の悩み解消に向けた取り組みというものもあわせて行っているというようなことでございますので、ちょっとサポートノートとは違い、キッズサポートノートについては本当にその子の一生を見ながらサポートしていくというようなカードでございますので、強いて言えば麻績村の今子育て支援連携協議会で行っているものについては県下でも充実したカードかなということで自負しているところでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） 失礼いたしました。それでは、私がまた勉強させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、次に質問事項2の麻績の学舎の活用についてです。

麻績図書館は小学校の施設内に位置しておりまして、学校と一般住民が利用しております。しかも、その活用方法は県下でも類を見ない効果があると高く評価されています。蔵書も図書館自身が、これは、資料は図書館のほうからいただきました資料です。ここにこの資料をいただいておりますけれども、蔵書が図書館自身が持っているものが23年度2万7,792冊、県立図書館分が1,377冊、24年度は図書館分が2万9,587冊、県立図書館が1,489冊、それから購入、寄贈冊数が、2010年の購入は500冊、それから寄贈が180冊、2011年は購入が983冊、寄贈が606冊という、図書館の蔵書が非常にふえております。

特に24年度の合計では3万1,076冊という非常に大きな数の蔵書があります。これを見せただいたときに、今の図書館の書棚ではとても狭く、また小学生も一般住民も使うに当たってはいろいろ不自由もあつたり、または本を保管していくのにも問題点があると思ひます。

そこで私が今回提案するのは、麻績の学舎の中にこの蔵書を保管する場所をつくっていただき、そして今後の活用自由に使えるような体制を整えていただけないものかと思ひて質問いたします。答弁をお願ひいたします。

○議長（尾岸健史君） 教育長。

○教育長（塚原勝幸君） 今議員さんがおっしゃられたとおり、麻績図書館につきましては学校図書館と公共図書館が一体というような形の中で、やはり蔵書のほうにつきましても今3万冊を超えているというのが実情でございます。また、そういった蔵書につきましては年1回のリサイクルを行う中で村民の皆さん方に有効活用していただくというような形で、毎年リサイクルも行って村民の皆さんに活用いただいているところでございます。

なかなか麻績の学舎につきましては、公共な建物、あるいは村民の皆さん方が自由に使える建物というような形の中において、なかなか総合的に固定されたそういう1室を確保するという部分については、いろいろな今後の事業活動の展開の中で難しい部分があるというような部分がございます。

この問題につきましては、今図書館の実情、あるいは図書館の抱えるそういった蔵書の冊数、あるいは今保管している部分のそういったもの等を総体的に考えまして、今後強いて言えば学校の空き教室とか、また、あるいは違った部分でそういった一時ストックするヤード等については検討していきたいと思っているところでございます。

あくまでも麻績の学舎につきましては、村民の皆さん方に幅広く使っていただく、また多種多様の事業をしていただくというような形の中で、固定して1室を埋めてしまうのではなく幅広く使って活用していただければありがたいかなと思っているところでございますので、実際的には学校と相談する中で、またそういったストックヤードについては検討を図ってまいりたいと思っているところでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） 1室を全部使うということだけでなく、書棚をつくって、その中に既に絶版になっている書だとか、それから歴史的価値の高い書だとか、そのような貴重な蔵書をやはり保管し、長期にわたって住民または小学生、中学生等が自由に使えるような、そういう保管の仕方をしていただきたい。それは麻績の学舎の文化財としての中に位置づけても十分位置づけられる内容ではないかなと思ひまして質問しましたけれども、その考えはいかがでしょうか。

○議長（尾岸健史君） 教育長。

○教育長（塚原勝幸君） 時間もございませんので端的にお答えしたいと思いますけれども、やはり貴重な本とかそういう部分につきましては、今、麻績の学舎については、そこに職員が常時つくというような形まで今検討していないというふうな部分がございますので、そう

いった貴重な本が持ち去られるとか、知らない間にちょっと貸してというような形で知らない間に持っていかれるとか、いろいろ盗難とかそういう部分を考えますと、ちょっと慎重にそういう対応をしていかなければいけないかなというふうなことで、今後検討させていただきたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） それでは、もう時間もありませんのでまとめますけれども、今現在の麻績の図書館は非常に高く評価されておりますし、住民の利用も非常にふえております。ぜひこの蔵書が有効に活用されますように、また、小・中学生、保育園、一般住民ともに利用度がますます上がり効果的な成果が出るように村のほうへお願ひして、私の質問を終わります。答弁ありがとうございます。

○議長（尾岸健史君） 7番、坂口和子議員の一般質問が終了いたしました。

ここで昼食時間のため休憩をとります。再開は午後1時からとします。

ただいまから再開時刻まで休憩といたします。

休憩 午後 0時05分

再開 午後 1時00分

○議長（尾岸健史君） それでは、休憩を閉じ、質問を再開します。

◇ 峰 田 昶 君

○議長（尾岸健史君） 6番、峰田昶議員の一般質問を許可します。

6番、峰田議員。

[6番 峰田 昶君 登壇]

○6番（峰田 昶君） 質問は皆さん全議員と同じように質問事項、通告事項のとおりでございますのでお願ひしたいと思ひますけれども、一番最後でございますので、それなりにお願ひしたいと思ひます。

質問事項は、健康寿命を延伸させる施策について、それから2番として高齢者世帯の冬季

生活支援について、自立計画の検証と評価についてということでございますので、自席でお願いしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

私の議員としての務めは、この議会、この事務がより住民、それから村民に身近なものに感じていただきたいという目的がありまして、今回この質問を考えました。やっぱり一緒にやるということになりますと、身近な共通の目標を立てて一緒に努力できる、行政も村民も議会も、そんな形の目標ができればいいというのが本心に入っていますので、そんなところからよろしくお願いたします。

まず、1番として健康寿命ということでございますけれども、長寿をさらに充実させる施策はということです。

平成25年度の基本方針は自立と元気な麻績村、それから若い人が住みやすい麻績村、高齢者や障害に優しい麻績村ということが主題で行われているわけでございますけれども、高齢化率も41%に近づいている、それから、けさの新聞を見ますと住民が3,000人を切る、そんなことになると若者施策だけでなしに我々ここに住んでいる、それなりの年の人がなるべくお亡くなりにならないようなこと、そういう施策をやっていただきたいということがあります。

2013年度の公表で平均寿命は長野県が1番ということで、男性が80.88歳、女性が87.18歳ということですね。また、単位町村では、新聞等で報道されていますけれども、近隣の松川村が男性の寿命が一番高いということで1位ということは、長寿国日本ですので世界一長寿の村ということになります。

長寿だけではやっぱりいけない。長寿だけではやはりいろいろな面でもって弊害があるということで健康寿命ということで質問させていただきたいと思うんですけども、健康寿命の長野県は、男性が71.2歳で6位、女性は74.0歳で11位というようです。健康寿命と平均寿命との差、男性は9.7年、女性は13.2年、この間が健康保険なり介護保険なり皆さんのお世話になるという形になるわけですね。全国平均が男性は9.1年、女性が12.7年ですので、全国平均よりも長くそれなりにお世話になっている、0.6年ぐらいですか、お世話する期間が長い。はっきり申し上げましてそんなことなんです。これは介護保険や健康保険に当然影響してくると思いますけれども、そんな意味で健康寿命を延ばす施策について考えられているかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（尾岸健史君） 答弁を求めます。

高野村長。

○村長（高野忠房君） 峰田議員さんのご質問にお答えさせていただきたいと思います。

まず、最初に申されました議会も行政も一体となって重要施策を進展させたいという、そのお気持ちは本当にうれしく思っておるわけでございます。どうぞこれからもよろしく願いしたいと思っております。

さて、おっしゃられるとおり、長寿ということだけでは幸せな社会と言えないということでもございまして、当然健康でなくてはならないということでもございまして健康寿命ということが今言われておるわけでございまして、いわゆる健康寿命ということは誰でもが望むことであるわけでございまして、現在全国の多くの自治体がこの健康寿命延伸の施策に取り組んでおるといふことであるわけでございます。

実は今朝村内の102歳の女性から村長宛てにお手紙をいただきました。内容についてはお礼の言葉が書いてあったんですが、実は102歳の方とは思えないような字を書かれた立派な手紙でございました。実は私もこの字を見て本当にうれしくなったわけですね。

今朝の新聞で麻績の長寿といいますか平均寿命、高齢化率の話が出ておりました。人口が少なくなった、3,000人を切ったということも報じられておるわけでございますが、こうした中でこんな健康なお年寄りもいるということが本当にうれしく思ったわけでございますが、まさに今おっしゃられたとおり、これからの大事なことには、お年寄りがいかに健康でいていただけるかということなんです。

麻績村でも各種の施策を展開しておりまして、村民の健康長寿延伸を図っておるわけでございますが、この内容についてはさらに今後も力を入れていきたいと考えております。今、村のみならず社会福祉協議会でもそんなことをいろいろと広げておりますし、それから住民の中でもいろいろな活動に参加していただいて、こんな活動もしておるわけでございます。それから、社会教育の関係でも体力づくりとか、そんな観点でもいろいろな施策を行っておるわけでございます。そんなことで、これからも健康寿命延伸ということについては力を入れていきたいと思っております。

なお、具体的な内容につきましては住民課長のほうから具体的内容について説明を申し上げますので、お願いします。

○議長（尾岸健史君） 住民課長。

○住民課長（柳原俊文君） 峰田議員さんの健康寿命を延伸させる施策ということでございますけれども、現在麻績村が行っております関係につきましては、国保加入者によります特定健診の推進ということでございます。

この関係につきましては、全国的にも受診率65%を維持している市町村が珍しいということで、先般厚生労働省等から65%ということクリアをしている市町村に対してということでお褒めの言葉といたしますか、そういうことをいただいたところでございますけれども、残念ながら昨年度、24年度につきましては65%を若干切ってしまったということでございます。引き続き保健師を中心にいたしまして受診率の向上ということで目指していきたいと思っております。

ただ、それだけではなかなか健康寿命ということにはなりません、その中の健診の中で、例えば異常なところが見つかった等につきましては、それぞれ健診結果を保健師が持ちまして各地区区割りですべて保健師が3名おりますので、そちらの地区へ自ら足を運びまして保健指導を行っておるというような状況をしてございます。

特に特定健診の受診の方の中で45歳から60歳までの世代が非常に受診率が低いということでございまして、これにつきましては受診をしていただくように、折を見まして保健師等が訪問し受診のほうを促しているというような状況をとらせていただいております。

それから、受診をされている方で現在治療中の方、治療中の方は医師の処方に従って治療されているということでございますので、そちらのほうまでは及ばないわけではございますけれども、途中でやめられた方、または異常が見つかってなかなか自分の体ということでそんなに関係ないわということでなかなか治療に行かれない方等につきましては、積極的に受診をしていただくよう、また受診を再開していただくように促しているというような状況でございます。

残念ながら麻績村につきましては、平均寿命で言いますと長野県内で、男性が80.6歳でございますので57位、それから女性が86.8歳で62位という非常に下位に沈んでいるような状況です。これは平均寿命というのは俗に言う余命寿命ということになりますけれども、その関係で麻績村の場合は特に出生率、それから死亡率、これを換算しますと死亡率のほうが高いというようなところが出てきてしましまして、平均寿命というのが下がっているというのが現状ではございます。これは一概に平均寿命というか、その寿命で見るということはできませんけれども、健康寿命を延伸させるためには保健事業が一番必要である。

それから、ついでに申し上げますけれども介護予防というのもございます。今後介護にかからないように健康な体を維持していくために、今社会福祉協議会等をお願いいたしまして介護予防のための健康教室等を行っており、それから各地区へ出前講座という形で行っておるというような状況でございます。

そういうことを加味しながら健康を保っていく、体をつくっていただくということで今やっておる最中でございます。ただ、残念ながら、まだその結果がなかなかあらわれてこないというのが現状かなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（尾岸健史君） 峰田議員。

○6番（峰田 昶君） 一番最初にお話したのは、この内容を知っていただいて、村民、住民が幾らかでも同じ方向を向いて努力できないかということは、逆に申し上げますと、80.6歳、86.8歳ということは長野県の平均にまでなっていないんですね。ついてはそういう発信、そういう数字なりそういうものを発信しながら目標値でこれを捉えることができるかどうか、そういう部分でお聞きしたいんですが、できれば人事を尽くして天命を待つという言葉があるとおり、なかなか今私も71歳とちょっとなんですけれども、何歳といいますと、あと何歳で後終わりかなという部分がありまして、非常にその目標にするには難しいかもしれませんが、こういう目標値なりいろいろ設定するなり、そういう方向はあるのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（尾岸健史君） 住民課長。

○住民課長（柳原俊文君） 非常に健康寿命的なものというものの目標値を設定するというのは非常に難しいところがございます。なぜならこういう小さな自治体でございますので、それぞれ毎年毎年という形で寿命を計算いたしますと、逆に言うと下がる場合もございます。といいますのは、死亡率が上がった場合は逆に下がってまいります。死亡率に対して出生率が上がれば平均寿命のほうは上がってくるというような、そういう内容がございますので、一概に目標を設定するという形はなかなか難しいかなというふうに思います。

○議長（尾岸健史君） 峰田議員。

○6番（峰田 昶君） あえて平均と長野県のことを言ったんですけれども、後にも出てきますけれども、いろいろな部分での健康保険とか介護保険とかいろいろな数値が出てきますけれども、やはり麻績村はそんなに大きくないけれどもまとまっていて方向性がしっかりしているなど、それからいろいろやっているなというような声が聞こえるようなふうになっていただきたいという部分がありまして、個人のものでは非常に難しいんですけれども、村としては現状を行政としては絶えずそういう数字を発信しながら意識づける。それから、もっと簡単に言いますと、信大の大平雅美先生ですか、健康寿命を延ばすには今長野県が平均よりも少ないというか健康寿命と平均寿命の差が大きいのは、1人平均毎日10分歩けば相当にこ

の数字はよくなるであろうという研究結果をどこかで見たことがあるんですけども、そんなものも踏まえて平均寿命と健康寿命を近づける、健康寿命の一番いいところは愛知県で次が静岡県とか聞いておりますけれども、やっぱり体を動かすいろいろな部分が必要かと思しますので、ぜひ検討をお願いしたいと思います。

あわせて、歩行が多くなるためには、歩行を多くするためには必然性をつくってやるのも方法かなと思うんですね。ついては老人クラブとか、それからそういう集まる部分の休眠中とかいろいろな部分があるようなものですから、できればそういうほうへの働きかけや指導もやっていただけたらなと思うんですけども、その辺につきましてはいかがですか。

○議長（尾岸健史君） 住民課長。

○住民課長（柳原俊文君） 峰田議員さんのご提言でございますその関係につきましては、検討する余地は十分あるかと思えます。また、全体的な意識づけですね、そういうことも図っていかなければならないことは十分認識しております。いろいろな方策がございますので、今後ちょっと検討事項ということでさせていただければと思えます。よろしく願いいたします。

○議長（尾岸健史君） 峰田議員。

○6番（峰田 昶君） ぜひ、多分村民、住民が必ず産まれたからには死ぬときがあるわけですので意識している問題だと思えますので、ぜひなるべく早い段階でいろいろな行動をとっていただければありがたいと思えます。

1番につきまして以上です。

2番の国民健康保険の1人当たりの費用につきまして、先ほどもちょっと伺いましたけれども、非常に逆に言うと私住民、村民としてちょっと恥ずかしいなという意識を持ちながら見た経緯がありますので、現在のところほどのぐらいの順位というか、いろいろなっているのかをお聞きしたいと思います。

○議長（尾岸健史君） 住民課長。

○住民課長（柳原俊文君） 幸いなことに平成24年度実績になりますけれども、長野県の全体から言いますとけつから4番目になりました。6年連続1位という汚名を今回は返上させていただいたということになりましたが、これが1年で終わるか続けてその順位を下げていくといいますか上げていくといいますか、そちらになるかというのは、今後医療費がかかるかかからないかということにつきましては、それぞれの受診の関係がいつ受診されているか、初期段階で受診されていれば医療費は安くなりますし、重度化して医療にかかりますと1人

当たりの医療費というのはどんと上がってくるということになりますので、そこら辺のところは今後見守っていききたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 峰田議員。

○6番（峰田 昶君） 6年も、言葉が過ぎるかもしれませんがワーストのほうで1番ということで、24年度は4番ということで、今の答弁の内容を聞いていますと何で4番になったかわからないというようなふうに感じるんですけども、少なくとも4番になったことについては前から比べますと原因があるかと思っておりますので、その辺をしっかりと分析して、やっぱりこの辺も住民にきちっといろいろな面でもってお話し、意識改革、通知をしていく必要があるかと思っておりますので、ぜひそれをお願いしたいと思っております。

続いてですが、先ほだのご説明の中で40代から60代というのは健診度合いが悪いということも踏まえて、前期高齢者ぐらいのところの人を健康のうちにかに意識づけて、その人たちがきちっと生活して、ああよかったなという、天寿を全うできるかという面を踏まえて、福祉のつどい、それから健康のつどいというのが分かれてからちょっと講習会とか講演会とか、知識を得る、その部分のものがいいかなという意識を持っているんです。そんな面で鉄は熱いうちに打てじゃないですが、なるべくなかなか難しいこととは思いますが、自分としても健康のときには健康のありがたさがわかりませんし、病んであつと思うところがあるんですけども、知識を与えるそういう機会をつくったほうがいいのかと思うものですから、講演会とか講習会等についての考え方はいかがですか。

○議長（尾岸健史君） 住民課長。

○住民課長（柳原俊文君） 健康フェスティバルまたは福祉のつどいというふうに分かれまして、確かに議員のおっしゃるとおり、その時点においては講演会といえますか、そちらのほうは実施しているというのが少なくなってきたということです。ただし、今公民館と共同で健康講座というものを開催し、その中で講演会を実施しておるところでございます。

この関係につきましては、塩筑医師会、それから松本市医師会、薬剤師会をお願いいたしまして、それぞれの立場でお薬についての知識の周知、それからある面では前回はちょっと認知症の関係につきましてやったわけでございますけれども、そういう形で講師をお招きして講習会といえますか研修会や、講演会をやるということにつきましては、まるっきりゼロということではないんですけども、折を見て実施をしているというふうに私どもは思っております。

したがいまして、福祉のつどい、健康フェスティバルについて講演会をその場でやるということにつきましては、ちょっと今のところそのスケジュールの中ではなかなか盛りだくさんになってなかなか皆さんが集まってきていただけないというのが現状かなというふうに思っております。むしろ講習会等をやっていくよりも、先ほど言いましたとおり、保健師がそれぞれのお宅に伺いまして、個別指導を行っていくというのが一番重要なことかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（尾岸健史君） 峰田議員。

○6番（峰田 昶君） ありがとうございます。個別指導が一番ということはわかりますけれども、なかなか個別指導に逃れちゃう人もありますし、それから福祉、それから健康、このつどいにつきましても若干集まる人が似通っていますので、いろいろな方法を考えながら、前期高齢者ぐらいの人にはダイレクトメールで出て来いというような方法もあるかと思えますし、何らかの方法でこの辺の人に働きかけをお願いしたいと思えます。

では、1番の健康寿命延伸につきましては、ぜひ身近な問題ですので、あらゆる機会にこの問題がこういう数字があるというのを出示していただければありがたいと思えますので、そんなことをよろしく願いしまして、1番の健康寿命を延伸させるためには終わります。

2番の高齢者世帯の冬季生活支援についてお聞きしたいと思うんですけれども、独居、それから老老世帯の除雪とか見守りですが、先ほどバスの運行の中でもお話がありましたとおり、除雪した後の家への取り入れ口とか、それから除雪機が入らないところの除雪、ことしは非常に暑い夏だったものですから寒いし雪が多いと予報されていますので、幹線道路につきましてはそういう方法が対処できますけれども、街区につきましてはある程度近所の人やいろいろな部分があるかと思えますけれども、孤立というか点在している地域では非常にこの辺が大変かなと思うんです。新聞報道でもよくありますけれども、知らないでいるうちにお亡くなりになっていたというようなことがあっては絶対いけないものですから、その辺を踏まえてどのような対応をされるつもりがあるのか、お聞きしたいと思えます。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） お答えさせていただきます。

独居老人世帯の除雪、見守り隊等の支援ということでございますが、独居老人、あるいは老老世帯、こういったお宅が年々ふえておるとというのが実態であります。こうした世帯を行

政が毎日見守りをして、そして必要であれば除雪をするというようなことにつきましては、限られた職員の者ではこれはもう物理的に無理だということが言えるわけでございます。

そんなこともございますし、それから独居老人世帯の除雪、これらにつきましては現在近所の方々に、今お話がございましたように、そんな皆さんの助け合いの中で行われている地区が多いのかなと受けとめております。

そしてまた、あるいは自主的なボランティア、あるいは地域によっては民生委員さんのご援助によって行われているということも聞いておるわけでありまして。

何とかこうした地域での支え合いが今後も継続できていけばありがたいわけでございますが、これも難しいという地域もございます。また、シルバー人材センター等へお願いしている方もございますが、シルバー人材センター自身が高齢化によってすべてに十分応えられるような状況ではないと、こんなことを聞いておるわけでありまして。

そうした中で、今後特に深刻な除雪作業ということにつきましては、どんなふうにしていくかということでございますが、これは民生委員の皆様からもご提案があったことでございますが、有償ボランティアの検討、こういったものはどうかということ等でございますが、果たしてこの有償ボランティアを結成してくれる方々がいらっしゃるかどうか、こういった問題もございます。いずれにしても有償ボランティアの検討。

あるいは、さらにもう集落機能が維持できなくなったような地域、いわゆる限界集落を超えたような集落が村内にもある、あるいは近いうちに出てくるというのがあるわけでありまして、こういった集落へはどうしていくかということもあります。こういった集落に対しましては集落支援員制度、こんなようなものが活用できないかというようなことも今後検討していかなければいけないなど、こんなふうに思っております。

でございますから、今申し上げたような有償ボランティアの検討でありますとか、あるいは特別な地域においては集落支援員等、こんなようなことも今後検討していかなければいけない時代が来ているのかなと考えておるわけでありまして。

以上であります。

○議長（尾岸健史君） 峰田議員。

○6番（峰田 昶君） 有償ボランティア、それから社協のほうですが、ちょこっとボランティアとか、そんなアンケートをとったりいろいろしているかと思えますけれども、実際にこの辺がどういう形になっているかはまだ把握しておりませんが、頼むほうもよくて頼まれるほうもそれなりにできるというような制度があればぜひ活用していただけるように、それか

ら、言葉として限界集落という言葉は余りよくないと思いますが、特に本当に点在しているところについては大変かと思うものですから、元民生委員としまして、できるだけ多くの方がその人がそこにいるということを知りながら、あらゆる情報を村民が意識して行動する必要もあるかと思しますので、そんな啓蒙もできればお願いしたいと思します。

ぜひ高齢者世帯のこしの冬は大変だと思いますので、雪が多ければその分もまた大変かと思しますので、ぜひ心の隅に置きながら行動に移していただければありがたいと思します。

以上で、2番目を終わります。

続いて自立計画の検証と評価についてですが、これは塚原議員さんから全く同じ内容で質問がありましたので同じ答弁になる部分は省きましてご質問させていただきたいと思すんですけども、財政の関係が一番厳しいかなと思しながらこの自立計画を立てたような気がします。

つについては役場の職員の数、それから三役の給料というかお金、それから議員の定数等、非常に身を切るのは隗から始めよじゃないですが、自分たちでということから始めて現在進んでいるかと思すけれども、そんな中で住民はそれなりに自立した自立計画においてやっているなというのをある程度理解したから今の結果があるかと思すし、私が検証したりいろいろする中で、その当時目標としていた数字やいろいろを見ますと、このくらい計画のとおり数字が合っているのは珍しいなというようなふうに自画自賛したような部分もありますけれども、その辺につきましては理解するところでございますけれども、実際に私も入っていたわけではございませんので、職員の意識改革なり今の状態なり、それについてはどんな評価をしていただけるか、お聞きしたいと思います。

○議長（尾岸健史君） 総務課長。

○会計管理者兼総務課長（清水 清君） 実際には財政問題は大きな課題でございまして、先ほど塚原議員さんの答弁にもさせていただきましたけれども、交付税の動向というのが非常に大きいというような状況でございまして、歳入を見ながら歳出削減と、そのためには計画行政、すなわちいろいろな制度の活用はもちろんのこと、思いつきということではなく計画的な行政を進めていくということ念頭に置いて自立計画を作成をしてきておる。そして、具体的には人件費であり、また協働でできる部分は住民の力を借りてというような状況でございまして。

そういう状況の中で今現在村の財政的には起債残高でございまして平成24年度末で、これは一般会計、あるいは特別会計も含めましてですが、47億3,200万円ほどの起債残高がござ

います。そのうち臨時財政対策債、これは交付税で100%入ってくるものまで含まれるわけ
でございますが、全基金の基金残高が約20億円でございます。そういうような状況でございま
して、まあまあある程度の財政的な健全財政は堅持されているのではないかなというふうに
思っているところでございます。

また、近年交付税の収入も少々安定しつつございますけれども、昨今の報道状況によりま
すと、また地方交付税が厳しさを増すというような状況も情報としては入ってきておるとい
うような状況でございまして、その点についてはまた注視しながら対応していきたいという
ふうに思っているところです。

職員の考え方につきましても、これも村づくり課長のほうからも先ほど申したように、職
員の数も10数名減っておる状況でございますし、民間に委託できるものは民間にも移したり、
また効率のよい業務にしたり、スリムな部分も考えながら現在まで至ってきておるとい
う状況でございます。

○議長（尾岸健史君） 峰田議員。

○6番（峰田 昶君） 自分の家のことを言ってもいけませんけれども、お金がなくなるとど
っちかというときちんとして元気がなくなるという感覚があります。やっぱり厳しいところ
になりますと行動が制約されるものですからそんな形になるかと思えますけれども、ぜひ村
長の言っている明るく未来、元気な麻績村ですから、まず率先垂範して役所の人たちが大き
な声を出したりいろいろな挨拶をしてもらうとかいろいろなことがお金のかからない部分で
できる部分がありまして、そんな形ではある程度私個人として受けた感覚ですけれども、な
かなかいいなという時期もありますし、それから、うんと忙しいときにはやっぱりちょっと
小さい声になるのかなというようなこともありますので、ぜひ役場の職員としては元気に行
動していただきたい。空元気でもやっぱり元気だと思うものですから、ぜひそういう部分で
行動していただきたいという要望も踏まえて、何かご答弁がありましたらお願いします。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 実は同じようなことを私も職員に言わせていただいております。元
気な村をつくっていく一番の源は職員でありますし、それから職員が元気でなければ村は
元気にならない、こんなことを言っているわけでございます。

それで、今麻績村の役場では朝朝礼ということをしていただいております。これは、全
職員が人の前で自分の考えを述べるということによって、いわゆる村民にもいろ
いろな話ができるという、そんなことにもつながるのではないかとということと、それと加え

て、我々は村民に対してはいわゆるサービスマン、いわゆる行政もサービス業だと、こんなことを認識していただくためにこんなことを勧めやっているとありますが、来庁者には挨拶をする、元気にやる、こんなことも心がけながらやっているわけでありませう。

そして、さらには今職員の数がどんどんどんどん減っておるわけとありますが、減ることとはどういうことかということ、村民に対してそれだけ直接対応するサービスが低下するということにもなるわけですね。でもそういったことは極力避けるということで、できるだけ職員は村民の中に入って行けということとをさせておるわけとあります。そんなことで職員の負担は大きくなっている、こう思っておるわけとありますが、私から言うのも何とありますが、麻績の職員は優秀とございまして、しっかりといろいろなことを対応してくれているなど、そう思っております。

それから、健全財政を維持するためには、いわゆるいろいろな制度等についてもしっかりと勉強していかなければいけないわけとありますが、なかなかいい制度もきちんとそれぞれの担当でつかんでくるということ、それからさらには県下でも数事業、数カ所しか採択にならないような事業にもきちんと目をつけて採択に持っていく、そんなこともやっておるわけとございまして、これからもともに職員の資質向上をしながら村民の福祉向上のために進めていきたい、こんなふうと思っております。

以上とさせていただきます。

○議長（尾岸健史君） 峰田議員。

○6番（峰田 昶君） 今村長からの答弁が一番大事だと、そんなふうと思っております。やっぱり先に進んでいくところが元気だと一緒についていけますので、ぜひそんな意味でなお続けていただきたいと思っております。

続いて、各地区からの要請とかいろいろ踏まえて村民が一緒になってやろうというもとに、一番自立のときには村民が一緒になってやろうという意識があったかと思っておりますので、地域を活性化しようと思っておりますいろいろやった事業があるかと思っておりますけれども、この地区ではこんなことがあった、この地区ではこういうことがあった、この地区にはないというような、各地区から、前の答弁でもありました、舗装まで一緒にやってしまうところ、全く進まないところというご答弁もありましたけれども、ぜひなるべくこれも均定させて情報発信していただいで同じようなレベルで進むべきだと思っておりますが、その活性化する努力のところとしていないところの温度差をどのような方法で埋めるか、その対応やいろいろにつきましてお聞きしたいと思っております。

○議長（尾岸健史君） 村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（宮下利秀君） ただいまの質問にお答えをさせていただきますけれども、自立計画策定当時は地区単位の地域づくりというような形で考えておったわけですが、地域づくりが進むに当たりまして地区を超えた地域づくり事業というのが大分盛んになっておりまして、今現在地区を超えた活動が各地区でできておりまして、いろいろな補助制度を活用していただいてやっておるという状況で現在はあります。

○議長（尾岸健史君） 峰田議員。

○6番（峰田 昶君） 関連があるかと思しますので、地区のそういうもの、それから政策決定に対して地区の住民から要望が500件もあるというその要望も踏まえて、政策決定に対して地区の住民なり村民が加わるようにというところがあったような気がするんですが、この辺の働きかけはいかがですか。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） いわゆる協働の村づくりの考え方ということでございますが、言葉では皆さんご理解いただけるんですね。ところが現実はどうかということになりますと、具体的な例を申し上げますと、行政がここまでやってくれば我々もこれはやりますよということが出てくる地区、あるいは組織、団体、大変差があるわけですね。小さなこと言いますと、例えば体育系のグループ等につきましては、例えば体育館を使わせていただくから我々もその清掃なりいろいろについては協力するというようなこともございます。そういった反面、使うだけは使わせていただくが、すべての維持管理は行政でと、こういったことを求める団体組織もございます。また、そういったこともやむを得ない団体もあるわけでございます。

それからさらに村では余り積極的な会議をしなかったわけでございますが、地域の住民として何かやらなければ寂しいということで、それぞれ地域としてまとまって始めたことが大きな動きになっているというような、こんな例もございます。

こんな例を申し上げますと、例えば市野川でやっております新そば祭りもそうでございます。それから、日向地域で行われております新そば賞味会、こういったことも行政が絡んだわけじゃないわけでございますが地域の皆さんが自主的に始めた。あるいは桜まつりとかですね。それから、明治町地区でも麻績川の春の桜まつりですね、こういったものもございませう。それぞれ地域にはそういった活動でいろいろなことをやっておる地域もございませうし、それから、いろいろ逆のところもございませう。何とかそういった方向に全地区が向かってもらいたいわけでございますが、なかなかそれを率いていく、引っ張っていく、いわゆる人が

ないということです。

これは私がいつも言わせていただくのが、やはり後継者、若い人たちだと思うんですね。何とか若い人たちがそこに定着をして、そんな若い人たちがその地域を引っ張っていくということをやっていかなければだめだろう。

ですから、今何回も言わせていただくんですが、これからの地域づくりの一番の基本は、いかに若い人たちがその地域に住みついてくれるかということであろうかなと思っております。そんなことで、これからも努力していかなければいけない問題だと認識しております。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 峰田議員。

○6番（峰田 昶君） 申しわけございません。自立計画の検証で1番の財政、それから住民の協働による村づくり、ちょっと重なってしまったものですから、一緒に内容としてはお聞きしていますので、よろしくお聞きしたいと思います。

今のご答弁にありましたとおり、非常にみんなでやろうという意識を盛り上げる、ぜひその醸成をお願いしたいと思いますし、この議会の我々も頑張りたいと思いますので、ぜひよろしくお聞きしたいと思います。

続いて、ちょっと先ほどからの答弁の中で非常に難しい問題なんですが、地域組織、自治組織、行政区、集落、集落機能がなくなりつつあるようなところとか、そういうところを今後どういうふうにするか非常に難しい問題だと思いますけれども、見守りのところでもちょっとお話したんですが、なかなか抜本的な対策がないかと思うんですけれども、大きくするとか、地区を一緒にとか、なかなかいろいろな弊害があるかと思いますが、これの機能向上についてのお考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 先ほどもおっしゃられましたが、嫌な言葉だという限界集落だとか、いわゆる消滅集落とかという言葉がありますが、実は今、麻績の中にも1地区、野間という地区がございますが、現在あそこにはおばあちゃんがお一人で住んでいらっしゃいます。このおばあちゃんがいなくなると、あそこは住む人がいなくなるということになりますね。ただ、あの地域にはあそこから出られた方が農業をされに行っておられますから昼間は人口があるわけですが、夜になるとゼロになる、こんなような状況でございます。

しかし、そういった地域がこれから魅力ある地域に、光を当てていかなければいけないということもあるわけですね、そういったこともやっていかなければいけない。これは行政、

あるいは民間とともにやっていけば、そういった地域にも夢があるというふうに思っておるわけです。

それで、先ほどおっしゃられた、地区をまとめてその地域の機能を維持していくことはないかということでございますが、まとめたとしても、その地域を治めることはできるわけがありますが、そこの住むこと、あるいはそこに住む皆さんにとってどうなのかということを考えなければならないなと思っておるわけです。

以前にも地区の再編でありますとか、それから分館の再編でありますとか、そんなご提案をしていただいた議員さんもおられますけれども、やはり現実に入っていきますと、それぞれの地域に地域の財産区があったり昔からの伝統的なことがあったりして簡単にはいかないということなんですね。それらについて行政で踏み込むということがどうしても難しい、限界があるということでもあります。その地域地域でそんなまとまりが出てくれば行政としては支援をしていきたいわけでございますが、今現在としましては、行政側から再編とか、あるいは統合、そういったことについては踏み込めないと考えておるわけでもあります。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 峰田議員。

○6番（峰田 昶君） 非常に難しい問題だと思います。現実にはこの麻績村も3,000人を切ったというような報道があったとおり、人がいなくなるということは、小さく言えば空き家もそのとおりだと思うんですけども、空き家があるのにそこどうするんだと言ってもそんな簡単に結論が出るわけではありませんし、自分としてもなかなかそれを面倒を見るなんて言っても簡単にはいかない部分があるものですから非常に難しい問題であるかと思っておりますけれども、ぜひ温かく、そこにいたから一般と同じような行政からの恩恵を受けなかったためにいろいろになったということがないような、ぜひそういう細やかな、電話1本でもいいかと思っておりますけれども何らかの方法のつながりを持ち続けていただければと思ひまして質問させていただきました。

一番最初に申し上げましたとおり、私の仕事が議員になりましたそのときに、議会、この事務がぜひ司法、立法、行政の三権は国会で、地方になりますと審議機関というようなことのように思っておりますけれども、より身近に感じてきょうも傍聴に来ていただいている方、それからかわいの子供さんたちがお見えになりましたのでなったかと思っておりますけれども、ぜひそういう面でより開かれた形で共通の話題としていろいろ出されて、出した問題がみんなで一緒に考えられるような、そんなことにしていただければありがたいと思ひまして、ちょっと時間が

早いですけれども、私の質問はこれで終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（尾岸健史君） 6番、峰田昶議員の一般質問は終了しました。

以上で通告されました5名全員の一般質問は終了いたしました。

◎委員長報告

○議長（尾岸健史君） 続いて、日程第2、委員長報告を議題とします。

総務経済委員会に付託しました審査の結果について報告を求めます。

峰田昶総務経済委員長。

〔総務経済委員長 峰田 昶君 登壇〕

○総務経済委員長（峰田 昶君） 総務経済委員会に付託されました陳情1件、請願2件の審査した結果を報告いたします。

審査した結果は、請願・陳情・要請等審査結果報告書のとおりでございまして、報告いたします。

第25-11号 免税軽油制度の継続を求める陳情書については、採択、意見書提出と決定しました。

免税軽油制度は、農業用機械や船舶、倉庫や港湾などで使用するフォークリフトなど道路を走らない機械に使う軽油について、軽油取引税1リットル当たり32円10銭を免税する制度で、平成27年3月末で廃止される状況にあります。

スキー場産業でも索道事業者が行うゲレンデ整備車、降雪機等の軽油が免税となっています。この免税制度がなくなれば、スキー、スノーボード等冬季産業に大きな負担増が強いられ、経営維持が困難となることが予想されます。

本委員会は、スキー場を本村でも運営する立場からも免税制度の継続に賛同し、採択、意見書提出と決定しました。

第25-11号は以上です。

次に、第25-12号 「特定秘密保護法」制定に反対する請願については、継続審査とすることに決定しました。

政府は、日本の安全保障に関する情報のうち特に秘匿することが必要であるものを特定秘密として指定し、取扱者の適正評価の実施や漏えいした場合の罰則などを求める「特定秘密

保護法案」を今臨時国会に提出し、11月26日に衆議院を通過して、12月6日会期末までに参議院で可決、法案成立を目指しています。

法案は、我が国の安全保障に関する「防衛」「外交」「特定有害活動の防止」「テロ活動の防止」について特定秘密事項を指定するとしています。現在、マスメディアや市民団体を初めとして国民の知る権利や言論の自由に対する侵害とあわせ民主主義の根幹を破壊する内容と「特定秘密保護法」を制定しないよう反対意見が多く聞こえています。

当委員会では、政府の情報開示方法が機能しないまま特定秘密保護法を制定することは問題でもあります。与野党合意で「その他の重要な情報」の幾つかはすでに削られている上で議論されていることなどから、急がずに慎重に情勢を見きわめ判断すべきものと判断し、継続審査とすることに決定しました。

あわせて継続審査申出書を提出するものです。

次に、第25-13号 集団的自衛権に関する憲法解釈を変更することに反対する請願については、継続審査とすることに決定しました。

政府は、戦争放棄を定めた憲法第9条のもとで許される「必要最小限度」の自衛権行使に集団的自衛権を含め、自衛権を行使できる3要件も一部修正し、同盟国など「我が国と密接な関係にある国」への武力攻撃にも日本が自衛権を行使できるとするとの憲法解釈見直し試案が11月13日開かれた有識者会議に文書で示されました。現在まで集団的自衛権の行使に関し、「憲法第9条のもとにおいて容認されている自衛権の行使は、我が国を防衛するため必要最小限度の範囲にとどまるべきとされ、その範囲を超えるものであってはならない」と憲法解釈を整理してきました。

国連憲章第51条に、各国の「固有の権利」として個別的または集団的自衛権が明記されています。集団的自衛権については「国際法上保有しているが、行使できない」というのが日本政府の積み上げてきた解釈であります。日本は、アメリカとの間で「日米安全保障条約」が結ばれており、日本が攻撃されればアメリカは日本を守るとされています。しかし、集団的自衛権が行使できないため、アメリカが他国から攻撃された場合、日本はアメリカを守ることはできません。賛否それぞれの立場による相違点はアメリカを守るに当たり法的な理屈づけとして、個別的自衛権の範囲内として行動できるのか議論をもっと深めるべきとして、当委員会では、継続審査とするものと決定しました。

あわせて継続審査申出書を提出するものです。

以上、総務経済委員会に付託されました陳情1件、請願2件の審査報告といたします。

○議長（尾岸健史君） 第25－11号 免税軽油制度の継続を求める陳情書について採決いたします。

ただいまの委員長の報告によると、第25－11号の陳情は採択、意見書提出です。

委員長の報告のとおり、第25－11号の陳情は採択、意見書提出とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

したがって、第25－11号の陳情は採択、意見書提出とすることに決定しました。

次に、第25－12号 「特定秘密保護法」制定に反対する請願について採決します。

委員長の報告によると、第25－12号の請願は継続審査で、閉会中の継続審査申出書が提出されております。

委員長の報告のとおり、第25－12号の請願については継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

したがって、第25－12号の請願については継続審査とすることに決定しました。

次に、第25－13号 集団的自衛権に関する憲法解釈を変更することに反対する請願について採決します。

委員長の報告によると、第25－13号の請願は継続審査で、閉会中の継続審査申出書が提出されております。

委員長の報告のとおり、第25－13号の請願については継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

したがって、第25－13号の請願については継続審査とすることに決定しました。

続いて、社会文教委員会に付託しました審査の結果について報告を求めます。

塚原利彦社会文教委員長。

〔社会文教委員長 塚原利彦君 登壇〕

○社会文教委員長（塚原利彦君） 社会文教委員会に付託をされました請願につきまして結果を報告いたします。

社会文教委員会に付託されました要望1件の審査をした結果を報告いたします。

審査した結果は、請願・陳情・要請等審査結果報告書のとおりです。

第25-14号 要支援者への予防給付を市町村事業とすることについての意見書提出に関する要望書については、継続審査することに決定しました。

今般、国の社会保障制度審議会の中で介護保険制度の根幹にかかわる政府案が提案されました。その内容は、要支援者については配食や掃除、買い物といったサービス利用が多く自立支援につながらないとの批判があります。限られた財源を重度の要介護者に振り向けるべきとの考えから、介護保険の給付対象から外して、ボランティアなどを活用した市町村事業に移すべきとの議論がされています。厚生労働省は、11月に開催した社会保障審議会介護保険部会に、予防給付のうち市町村事業に移すのは訪問介護と通所介護のみとし、訪問看護や訪問リハビリなどは継続するとの提案をしました。

本要望は、高齢者の4人に1人は認知症といわれる今日、根治薬はなく、認知症の初期こそが専門的ケアが必要であるので介護給付対象から外すことには反対としています。

本委員会としては、要望の趣旨はよく理解できるものの2015年以降の改正論議であり、現在の介護保険財政を考えると利用者の1割負担割合の見直しも必至となることが予想されなど、議論をもっと深めるべきとして、当委員会では継続審査とするものと決定いたしました。

あわせて継続審査申出書を提出するものです。

以上、社会文教委員会に付託されました要望1件の審査報告といたします。

○議長（尾岸健史君） 第25-14号 要支援者への予防給付を市町村事業とすることについての意見書提出に関する要望書について採決いたします。

ただいまの委員長の報告によると、第25-14号の要望は継続審査で閉会中の継続審査申出書が提出されております。

委員長の報告のとおり、第25-14号の要望については継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

したがって、第25-14号の要望については継続審査することに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（尾岸健史君） 本日予定されました議事日程は全て終了いたしました。

以上で平成25年第4回麻績村議会定例会第2日目を散会といたします。

なお、この後事務連絡がありますので、議員控室にご参集願います。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後 2時03分

平成25年第4回麻績村議会定例会（第3日）

議事日程（第3号）

平成25年12月6日（金）午後1時30分開議

開議の宣告

議事日程の説明

- 日程第 1 議案第 1 号 麻績村若者定住促進住宅管理条例の一部を改正する条例について
日程第 2 議案第 2 号 村道路線の廃止について
日程第 3 議案第 3 号 村道路線の認定について
日程第 4 議案第 4 号 松本広域連合の処理する事務の変更及び松本広域連合規約の変更
について
日程第 5 議案第 5 号 平成25年度麻績村一般会計補正予算（第5号）
日程第 6 議案第 6 号 平成25年度麻績村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
日程第 7 議案第 7 号 平成25年度麻績村下水道事業特別会計補正予算（第3号）
日程第 8 議案第 8 号 平成25年度麻績村水道事業特別会計補正予算（第3号）
日程第 9 議案第 9 号 平成25年度麻績村介護保険特別会計補正予算（第2号）
日程第10 議案第10号 平成25年度麻績村観光事業特別会計補正予算（第2号）
日程第11 発議第 1 号 免税経由制度の継続を求める意見書の提出について
日程第12 発議第 2 号 議会議員の派遣について
日程第13 閉会中の継続審査の申し出について

出席議員（8名）

- | | | | |
|-----|-----------|-----|-----------|
| 1 番 | 小 山 福 績 君 | 2 番 | 齋 藤 俊 一 君 |
| 3 番 | 塚 原 利 彦 君 | 4 番 | 宮 下 仁 雄 君 |
| 5 番 | 塚 原 義 昭 君 | 6 番 | 峰 田 昶 君 |
| 7 番 | 坂 口 和 子 君 | 8 番 | 尾 岸 健 史 君 |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（9名）

村長	高野忠房君	副村長	市川浩史君
教育長	塚原勝幸君	村づくり推進課長	宮下利秀君
会計管理者兼 総務課長	清水清君	振興課長	飯森力君
住民課長	柳原俊文君	観光課長	宮下和樹君
教育次長	峰田江津子君		

事務局職員出席者

議会事務局長	宮下勝富	書記	宮川美矢子
--------	------	----	-------

開議 午後 1時30分

◎開議の宣告

○議長（尾岸健史君） 皆さん、こんにちは。

定刻となりました。

ただいまの出席議員、8名全員です。定足数に達していますので、平成25年第4回麻績村議会定例会第3日目を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

なお、報道関係より撮影並びに傍聴の申し出がありましたので、これを許可いたします。

◎議事日程の説明

○議長（尾岸健史君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

事務局長より、議案等の確認及び日程等について説明願います。

事務局長。

〔事務局長説明〕

◎議案第1号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） それでは、日程に従い議事を進めてまいります。

日程第1、議案第1号 麻績村若者定住促進住宅管理条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑を行います。

議案第1号について質疑のある方の発言を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（尾岸健史君） それでは、議案第1号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第1号は原案どおり可決いたしました。

◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第2、議案第2号 村道路線の廃止についてを議題といたします。

質疑を行います。

議案第2号について質疑のある方の発言を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（尾岸健史君） それでは、議案第2号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

よって、議案第2号は原案どおり可決いたしました。

◎議案第3号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第3、議案第3号 村道路線の認定についてを議題といたします。

質疑を行います。

議案第3号について質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

[発言する者なし]

○議長（尾岸健史君） それでは、議案第3号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

よって、議案第3号は原案どおり可決いたしました。

◎議案第4号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第4、議案第4号 松本広域連合の処理する事務の変更及び松本広域連合規約の変更についてを議題といたします。

質疑を行います。議案第4号について質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

[発言する者なし]

○議長（尾岸健史君） それでは、議案第4号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

よって、議案第4号は原案どおり可決いたしました。

◎議案第5号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第5、議案第5号 平成25年度麻績村一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

質疑を行います。

議案第5号について質疑のある方の発言を求めます。

5番、塚原義昭議員。

○5番（塚原義昭君） 5番、塚原義昭でございます。

先般の全協で、補正につきましては説明を受けたわけでございますけれども、また一通り目を通しまして気がついた点がありましたので質問させていただきたいと思いますが、予備費でございます。

ページでいきますと3ページですか。

提案説明の中では、今後における各種事業の執行に伴う財源確保のため、一般財源の残額を予備費計上しましたと、こういう説明を受けたわけでございますが、予備費とは何かというところをちょっと私なりに議員必携で調べてみたわけでございますが、予備費につきましては使途の制限がなく特定しない予算であるということ、そして、予備費の充用は長の裁量のできるもので多額に計上することは好ましくないと、このように説明されておりました。

当初予算2,000万円に対して補正を組みまして、現在提案は4,000万円、こういうことでございますが、私が思うに、余り使うところのないお金だろうと。昨年の実績を見ましても支出済みゼロというような数字であったような記憶を持っておりますけれども、したがって、この金額について多額に計上することは好ましくない、では、どのくらいがいいかということとはわかりませんが、妥当性としてどうかという、そこら辺の背景といいますか解釈をしてこの予算設定をしたかということでございまして、ここまで必要かどうかというところをご説明をいただければと、このように思います。

○議長（尾岸健史君） 答弁を求めます。

総務課長。

○会計管理者兼総務課長（清水 清君） ご説明をいたします。

予備費の計上額は、今後における各種事業の執行に伴う財源確保のため、一般財源の残額を予備費に計上させていただいたものでございます。したがって、歳入歳出の調整をここで見ていくということでご理解いただきたいということが1点。

それから、当村におきましては財政の運用上で、地方交付税を普通交付税を12月の今回の議会に全額提出してあるという状況でございます。したがって、今後の財政出動が起こ

るといふことも場合によっては起こるわけでございます。経済対策の事業だとか、そういうものも起こってくる場合もございます。そのときに一般財源としてこの予備費を充当をさせていただくという手法をとらせていただいております。何もないようではございまして、この額はそのままの予備費というような状況でございます。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○5番（塚原義昭君） そのための予備費ということだとは思いますが、現状こういう最終的に必要がなければ繰越金という形になるかどうかそれはちょっとわかりませんが、今、それぞれ村民の皆さんから要請のある事業へ多少なりとも振り替えるというか、そういう事業へ執行することができなかったのかどうか、こんなふうな思いでございますが、この4,000万円が適正な金額かどうかというところに若干私なりに疑問を持ったと、こういうことございまして、改めてお聞かせいただいたということございまして、他事業への振り替えるというようなところは、考えの中にはなかったかということございまして、再度答弁をお願いしたいと思います。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 予備費にどのくらい計上をするのが適正かというような、そういった意味も含めてでございますが、実は近年、いわゆる最近の動向等を見ますと、年度末近くになってきて、国の経済対策とかそういったものがくるわけです。そういう場合には予算化はしても実際の事業は繰り越し処理ということをして、そういったテクニックを使ってやるわけですが、そういった場合に、手持ちの一般財源がないとそういった事業も入っていかないということなんです。といったことで、手法として予備費に少し予備を持っているというやり方をしております。

これは決して村長単独の、いわゆる専決処分のような形でやるということには今しておりませんので、必ずこういったものはそれぞれきちんと予算化して、その議会の議決を経てやるというようなことを今までやっておるわけでございます。

そういったことで、どうしても財政を担当する側としては、恐らくこのくらいの四、五千万のものは予備費に持っていないとそういった対応ができないということで今やっておるわけですので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○5番（塚原義昭君） わかりました。

○議長（尾岸健史君） ほかにございませんか。

坂口議員。

○7番（坂口和子君） ページ11の民生費のところの次世代育成支援対策委員会報酬、またアンケート、これについてはいつごろからどのようにするか少し計画をお話いただきたいと思っています。

○議長（尾岸健史君） 住民課長。

○住民課長（柳原俊文君） 次世代育成支援対策委員というものでございますけれども、今現在次世代育成の関係の行動計画というものをつくってございます。それが平成26年まではあるんですけども、国のほうで新体制をつくりなさいということになりまして、急遽平成25年度中に、これは次世代育成の行動計画というか、新行動計画のためのアンケートをやりなさいということで、ひな形がまいております。

ただ、質問、アンケートの内容等についての取捨選択は市町村にお任せしますということなんですが、まだ具体的にそのアンケートが固まっておきませんので、今後アンケートが固まり次第、そのアンケート集計をもって次世代育成の対策委員会を開催したいというふうに考えております。

したがって、今年度につきましては、ただ、アンケートの集計等を主にやっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） そうすると3月までに一応アンケートだけを終了させてということで、そうするとこの委員会報酬というのは、そのアンケートをとるに当たっても必要ということでしょうか。

○議長（尾岸健史君） 住民課長。

○住民課長（柳原俊文君） すみません。言い方が理解されていなかったかと思っておりますけれども、そのアンケート集計をもとに、今後、次の年度、26年度に向けての具体的な行動計画をつくるための委員会を開くということでございます。

したがって、アンケートの集計結果を待って3月に1回は委員会を開くということで予定してございます。

以上でございます。

○7番（坂口和子君） 了解しました。

○議長（尾岸健史君） ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（尾岸健史君） それでは、議案第5号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

よって、議案第5号は原案どおり可決いたしました。

◎議案第6号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第6、議案第6号 平成25年度麻績村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑を行います。

議案第6号について質疑のある方の発言を求めます。

1番、小山福績議員。

○1番（小山福績君） 1番、小山福績です。

この国保の関係ですが、約1,600万円ぐらい基金繰り入れしているわけですが、平成23年に国保税率の見直しを行ったわけですが、この状態で約5年くらいを試算したと記憶していますが、これからまた近々に税率を上げなければいけないような状態が生じるかどうか、お聞きしたい。

○議長（尾岸健史君） 住民課長。

○住民課長（柳原俊文君） 小山議員さんのご懸念されておりますご意見につきましてはごもつともだと思います。

今回12月の補正におきまして、準備基金の関係1,600万円の繰り入れということの中で、1,559万9,000円という額を補正させていただいておるものでございます。

今回の国民健康保険のこの補正につきましては、医療費がふえてきたということではなく

て、大変申しわけございませんが、その準備基金を積み立て中におきましては、国民健康保険の関係につきましても前倒しで国のほうからきております交付金等の精算がございます。その分に補填していく分ということも含めて今回積み立てを崩させていただいたということでございます。

ただ、その額が確定するのがちょっと先になろうかなということで、当初予算のままということで今推移してございますけれども、確定次第また補正させていただき、最終的な償還金を確定していくという形になろうかと思っております。

また、今後5年間を目途にということでございますけれども、国民健康保険の保険税につきましては、今現在の推移からいいますと、何とかやっていける状態ではありますけれども、ただ、分母が小さい国民健康保険の加入者に対しましての医療費ということになりますので、場合によりましてはそれより前倒しで検討させていただくという機会があるかとは思いますが、その節につきましては皆様方議員さんにお諮りいただきながら検討していきたいということでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（尾岸健史君） 小山議員。

○1番（小山福績君） いずれにしましても、近い将来上がってはくるとは思いますが、せいぜい自分も含めて頑張って、減額というか5年ぐらいはスライドしていくような方向で努力していただきたいと思っております。

以上です。

○議長（尾岸健史君） ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（尾岸健史君） それでは、議案第6号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

よって、議案第6号は原案どおり可決いたしました。

◎議案第7号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第7、議案第7号 平成25年度麻績村下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

質疑を行います。

議案第7号について質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（尾岸健史君） それでは、議案第7号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

よって、議案第7号は原案どおり可決いたしました。

◎議案第8号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第8、議案第8号 平成25年度麻績村水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

質疑を行います。議案第8号について質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（尾岸健史君） それでは、議案第8号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

よって、議案第8号は原案どおり可決いたしました。

◎議案第9号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第9、議案第9号 平成25年度麻績村介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑を行います。

議案第9号について質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

[発言する者なし]

○議長（尾岸健史君） それでは、議案第9号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

よって、議案第9号は原案どおり可決いたしました。

◎議案第10号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第10、議案第10号 平成25年度麻績村観光事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑を行います。議案第10号について質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

[発言する者なし]

○議長（尾岸健史君） それでは、議案第10号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

よって、議案第10号は原案どおり可決いたしました。

◎発議第1号の上程、質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第11、発議第1号 免税経由制度の継続を求める意見書の提出についてを議題といたします。

質疑を行います。

発議第1号について質疑のある方の発言を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（尾岸健史君） それでは、発議第1号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（尾岸健史君） 全員賛成と認め、発議第1号は原案どおり可決されました。

◎発議第2号の上程、質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第12、発議第2号 議会議員の派遣についてを議題といたします。お諮りします。

議員派遣の件につきましては、お手元に配りましたとおり派遣することにしたいと思えます。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第2号はお手元にお配りしたとおり派遣することに決定いたしました。

◎閉会中の継続審査の申し出について

○議長（尾岸健史君） 日程第13、閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

議会運営委員長から、麻績村議会会議規則第70条の規定によって、本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

したがって、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◎村長挨拶

○議長（尾岸健史君） 本日予定されました議事日程は終了いたしました。

ここで、村長から挨拶があります。

高野村長。

〔村長 高野忠房君 登壇〕

○村長（高野忠房君） 閉会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

平成25年第4回麻績村議会定例会におきましては、提案を申しあげました10議案を慎重にご審議を賜り、全て原案どおりお認めいただきましたこと、心より御礼を申し上げます。

また、一般質問におきましては5名の議員から、麻績村のさらなる発展に向けての貴重な

ご提言、そしてまた課題等につきまして深く研究をされ、ご質問をしていただきました。ご提案は、いずれもこれからの村づくりに重要な事項と受けとめております。全てを早急に実現したいわけですが、ご承知のとおり限られた財源の中で優先すべき事業から具現化をしまいたい、このように考えておりますので、何とぞよろしくご理解のほどお願い申し上げます。

ご決定をいただきました事項につきましては適正に執行してまいりますので、引き続きご支援を賜りますようお願いを申し上げます。

今年も残すところわずかとなりました。議員各位を初め村民皆様にはご健勝にて輝かしい新年を迎えられますよう心からご祈念を申し上げ、今定例会の閉会に当たりましての御礼の挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（尾岸健史君） 本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。

以上をもちまして、平成25年第4回麻績村議会定例会を閉会といたします。

なお、この後事務連絡がありますので議員控室へご参集願います。

長期間大変ご苦労さまでございました。

閉会 午後 1時50分

地方自治法第123条の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員